

論文

慶長5年の上杉討伐における徳川家康の軍事オプションについて －いわゆる「小山評定」の存否を考えるプロセスとして－

白 峰 旬

はじめに

慶長5年（1600）の徳川家康による上杉討伐は、家康が豊臣政権下において公戦という形で軍事オプションを発動して諸大名を動員したが、その後、同年7月17日に大坂三奉行（増田長盛・長束正家・徳善院玄以）が家康を弾劾する「内府ちかひの条々」を出したことにより、家康は公戦の大義名分を失い、中止に追い込まれた。

本稿では、上記の家康の軍事オプションの実態について一次史料をもとに考察する。そして、上記の家康の軍事オプションの実態を考察することは、いわゆる「小山評定」のような軍議が必要であったのかどうか、という問題とも関連する。

これまで、いわゆる「小山評定」⁽¹⁾の存否について、後述のように論争がおこなわれてきたが、これまでの論争のように関係する史料の解釈などについて、その是非を議論することは勿論重要ではあるが、そもそも論として、家康の上杉討伐に関する軍事オプションのスキームを考察することは最も重要なことであろう。

上杉討伐における家康の軍事オプションについて考察することは、いわゆる「小山評定」の存否について考える場合、よりマクロな視点でこれまでの議論とは異なった角度から考えるベースになるので、その意味で意義があると考えられる。

これまでの「小山評定」の存否に関する論争関係では（論文での応酬に限定し、一般書や一般向けの歴史雑誌などは除く）、最新のものとして、藤井譲治「慶長五年の「小山評定」をめぐる」⁽²⁾があり、それに対する反論（水野伍貴氏、本多隆成氏への反論を含む）として、拙稿「「小山評定」論争の最前線－家康宇都宮在陣説を中心に－」⁽³⁾があり、その後、拙論に対する再批判として、水野伍貴「水野勝成の家督相続と関ヶ原の役」⁽⁴⁾における註（28）、本多隆成「「小山評定」研究の現段階」⁽⁵⁾がある。また、福島正則の動向に関する最新の関係論文として、高橋陽介「慶長五年七月中～下旬における福島正則等の動向について」⁽⁶⁾、本多隆成「「小山評定」と福島正則の動静」⁽⁷⁾がある。

関ヶ原の戦いの研究史としては、関ヶ原の戦い関係の参考文献は膨大なので紙幅の関係で割愛するが、最新の研究状況の総括としての通史では、渡邊大門『関ヶ原合戦全史－1582～1615』⁽⁸⁾があり、各部将の動向については、日本史史料研究会監修・白峰旬編著『関ヶ原大乱、本当の勝者』⁽⁹⁾がある。

最上義光関係では、阿部哲人「慶長五年の戦局と最上義光」⁽¹⁰⁾、菅原義勝「最上義光の戦い」⁽¹¹⁾、栗野俊之「関ヶ原合戦と奥羽大名」⁽¹²⁾、大島正隆「慶長五年の奥羽諸侯－関ヶ原役の歴史的意義－」⁽¹³⁾、遠藤ゆり子「慶長五年の最上氏にみる大名の合力と村町－大名家の有縁性と無縁性－」⁽¹⁴⁾、松尾剛次『最上氏三代－民のくたびれに罷り成り候－』⁽¹⁵⁾、栗野俊之『最上義光』⁽¹⁶⁾がある。

北国関係の大名の論文では、北村太智「「関ヶ原の戦い」と北国」⁽¹⁷⁾、藤井譲治「前田利長と関ヶ原の戦い」⁽¹⁸⁾がある。

東国における公戦の先行モデルとしての奥羽再仕置（天正19年）については、小林清治『奥羽仕置の構造－破城・刀狩・検地－』⁽¹⁹⁾、小林清治『奥羽仕置と豊臣政権』⁽²⁰⁾、長谷川成一・西野隆次「九戸一揆と肥前名護屋への出陣」（『新編弘前市史』通史編2〔近世1〕）⁽²¹⁾があり、豊臣政権と東北大名については、長谷川成一『近世国家と東北大名』⁽²²⁾、長谷川成一「奥羽大名の肥前名護屋在陣に関する新史料について－文禄二年五月「誓紙一卷」の紹介と若干の考察－」⁽²³⁾、荒川善夫「三通の豊臣秀吉宛て誓紙紹介－朝鮮侵略戦争の一齣－」⁽²⁴⁾がある。

そのほか、天正19年（1591）の奥羽再仕置や慶長5年における徳川家康の詳しい動向（行動履歴）とその史料典拠については、藤井譲治『徳川家康』⁽²⁵⁾、相田文三「徳川家康の居所と行動（天正10年6月以降）」⁽²⁶⁾が参考になる。また、多くの一次史料の分析による政治的動向をもとにした最新の徳川家康論としては、野村玄『新説徳川家康－後半生の戦略と決断』⁽²⁷⁾がある。

最新の関係する図録としては、米沢市上杉博物館の図録『上杉景勝と関ヶ原合戦』（没後四〇〇年記念特別展）⁽²⁸⁾がある。

1. 公戦としての奥羽再仕置－上杉討伐前史－

豊臣政権下における東国での公戦の先例として、天正19年の奥羽再仕置（豊臣再仕置軍の奥州下向）の概要を前掲『新編弘前市史』通史編2（近世1）⁽²⁹⁾をもとに以下に要点をまとめる。

（1）天正19年6月20日付の豊臣秀吉朱印状「奥州奥郡為御仕置被差遣御人数道行之次第」（前田育徳会尊経閣文庫蔵）⁽³⁰⁾によれば、米沢城主伊達政宗が一番、会津城主蒲生氏郷が二番、常陸太田城主佐竹義宣と宇都宮国綱が三番、越後の上杉景勝が四番、江戸大納言徳川家康が五番、尾張中納言豊臣秀次が六番という陣容であり、総大将は家康と秀次であった。

（2）家康と秀次は中路の二本松（＝二本松通）を進み、義宣と国綱は岩城・相馬勢とともに海道の相馬通を進み、景勝と出羽衆は出羽最上通を進み、それぞれが白河・岩城・米沢からの通路上にある諸城に上方勢を駐屯させながら進軍することが（秀吉から）指示された。

（3）仕置奉行は蒲生氏郷・浅野長吉（長政）・堀尾吉晴であった。

（4）この軍事編成は、後に葛西・大崎に国替になる伊達政宗を一番手（＝先鋒隊）に位置付け、葛西・大崎の鎮圧が奥羽再仕置の大きな目的であった。そして、政宗のほか、上杉氏・佐竹氏・宇都宮氏など北国・北関東の大名衆、秋田氏・小野寺氏・最上氏・由利衆など奥羽の大名らも総動員されている。

（5）秀吉の真のねらいは単に一揆鎮圧にあったのではなく、惣無事令によってその手中に収めた軍事動員権が実際に可能かどうか、この「奥州奥郡」の仕置を契機に一挙に東国の諸大名に試そうと考えたのである。これは、すなわち奥羽・「日の本」仕置を遂げた地の軍勢を公儀の秀吉の軍隊に編成し、軍事動員によって動員態勢を徹底化するための契機になったのである。

（6）秀吉はこの一揆鎮圧のために津軽氏を含む東国の大名衆を軍事動員できたことにより、奥羽・「日の本」までに至る仕置を現実化することができ、これを土台としてこの直後の朝鮮出兵のための名護屋参陣を奥羽の諸大

慶長5年の上杉討伐における徳川家康の軍事オプションについて－いわゆる「小山評定」の存否を考えるプロセスとして－名に強制していったのである。

以上からは、①伊達政宗以下、一番から六番までの戦闘序列（つまり、陣立）が定められ、総大将である家康は五番、秀次は六番であった、②豊臣公義の軍勢は3つにわけられ、進軍ルートが秀吉から指定されていた、③それぞれの進軍ルート上にある諸城には豊臣公義の軍勢を駐屯させた、④豊臣公義の仕置奉行（目付としての役割を果たしたと考えられる）が存在した、⑤東国（奥羽・北国・北関東）の諸大名だけが動員されている（西国の諸大名は動員されていない）、⑥越後の上杉景勝と出羽衆は同陣（つまり1セット）になっている、⑦マクロを見ると、秀吉による奥羽再仕置の発動の目的は、単なる一揆鎮圧のためではなく、東国大名（奥羽まで含む）に対する軍事動員権の発動が実際に可能かどうか試そうとしたということになる、ということがわかる。

こうした諸点が、東国における豊臣政権の公戦の性格として、慶長5年の上杉討伐に踏襲されるはずと推測されるので、このことについては、上杉討伐の軍事オプションについて考察するなかで、共通点と共通しない点について検証したい。なお、後述する諸点も含めて奥羽再仕置（天正19年）と上杉討伐（慶長5年）を比較して共通点と相違点についてまとめたものが表1である。

上記⑦の点については、秀吉を家康に置き換えた場合、家康による上杉討伐の目的としても成立すると考えられ、この点の前掲『新編弘前市史』通史編2（近世1）の指摘は注目される。

なお、前掲『新編弘前市史』通史編2（近世1）では指摘されていないが、天正19年6月20日付の豊臣秀吉朱印状「奥州奥郡為御仕置被差遣御人数道行之次第」と同日付で、5ヶ条の軍法⁽³¹⁾が出されている。

2. 上杉討伐への時系列

上杉討伐に向けての動向としては、上杉景勝の上洛拒否を視野に入れて、5月上旬から家康の出馬（会津攻め）に関する動きが史料で確認できる。

「（慶長5年）5月3日付伊王野資信宛宛徳川家康書状写」⁽³²⁾では、「会津表之儀」について「注進」してきた伊王野資信に対して、「其口」を堅く守るべきことを指示すると共に「追付令出馬可討果候」と報じている。このように、5月3日の時点で、家康は「追付」（＝「すぐさま、あるいは、遅滞なく」）⁽³³⁾出馬する旨を表明している。

松尾剛次『最上氏三代』⁽³⁴⁾によれば、「五月七日付義光書状写、『山形県史』上、四五八～四五九頁」により、「最上義光は、四月一〇日の晩に家康の屋敷に呼び出され、上杉の隣国でもあり、帰国して上杉との決戦に備えるようにとの意向が伝えられた。義光は、自分の嫡男の義康も家臣らもまとまっており、何があっても奉公第一であり、家康のお供をいたすと答えたという」とし、「この書状からも、家康は四月一〇日ころには上杉征伐の意志を固めつつあったことがわかる」としている⁽³⁵⁾。この最上義光書状写について以下に引用する。

〔史料1〕⁽³⁶⁾

「如是キレテ不見」

（前欠）

a 景勝上洛被申間敷由被申ニ付而、内府様近々御出馬候はん由、被御觸催候、b 併以前々景勝へ之御使など被申候いな図書と申候人を、為御雇被為指下候、何も此返答次第たる由申候、依様牒早々人を上進申候へ

とて、達者なる者を被指添、御下被成候、c 爰本之御様子ハ、十二九者御出馬可有之躰にて候、d 乍去此上
景勝被罷上候欤、又何とそ佗言をも被申上候而、御陣之無之も不被存義共候、e 若又御陣ニも候者、雖無申迄候、
か様之隣国ニ御陣などの御座候事者、内府様御一世中二者有之間敷由存候条、人数以下之事御身上ゝ過分
之躰ニ被成候而、御奉公之義今度ニ御座候由存候、又重而何方ニ御陣など候共、其時者又隨而之御奉公ニも候
へ者、遠近之分候而、今度之御奉公一入之由存候、如此申候義も、内府様於御前、各御取合をも何とか申度
と存候心中故、申候義共候、今度之義者被入御精候はん事、不可有御油断候、f 將又我等事をハ、先月十日
之晩急可罷出由御使候条、罷出候へ者、内府様被仰出候分ハ、我等事者境目之城等、会津となりの事候間、
急速罷下其用意をもいたし候へとの御諚にて候へ共、申上分者、国本二者子に候者もさし置、又うちのおと
なしき者共も指置申候、其上何事候共、御奉公之義候条、不苦候間、我等事者内府様御供申候など申上候義
共候、次又仙北ニ我等親類之者共さし置候、何角取紛茂候間、定而懇之義をも申間敷候へ共、別而被懸御意
候而可給候、憑入存候、何之御用等も候者可被仰候、定而心疎有之間敷候欤、尚此上替違も候者可申入候間、
早々、恐々謹言、

「考慶長五年也」

羽出羽守

五月七日

義光（花押影）

仁賀保殿

(ママ)

赤津（赤尾津カ）殿

瀧澤殿

参

※下線引用者。以下同じ。

この「(慶長5年)5月7日付仁賀保・赤津^(ママ)・瀧澤宛最上義光書状写」は最上義光が由利五人衆⁽³⁷⁾
の仁賀保氏・赤津^(ママ)（赤尾津カ）氏・瀧澤氏に宛てて出した書状写であり、「前欠」である。

下線aは、上杉景勝が上洛しないと思われるため、徳川家康は近々出馬する予定である旨を（諸大名に対して）
触れている、としている。5月7日の時点で、上方（大坂、伏見）の状況として、景勝の上洛拒否により、家康の
出馬が「近々」である、としている点は重要である。

下線bは、以前から景勝への使者を務めていた伊奈昭綱（家康の家臣）を（景勝のところへ）指し下したので、（上
杉討伐の有無は）これに対する（景勝の）「返答次第」としている。これは、下線aの予測がある一方、景勝との
交渉は、5月7日の時点で、まだ交渉中ということを示している。

下線cは、「爰本」（伏見か？）の状況は「十二九」は家康の出馬がある、と予測している。よって、5月7日の
時点で、90%の確率で家康の出馬がある、と予測されていたことになる。

下線dは、景勝の上洛か謝罪（「佗言」）で家康の出馬（「御陣」）がなくなるとは思えない、としている。

下線eは、家康の出陣があった場合は、このように隣国に家康の出陣があることは、家康の「御一世中」には
ないことと思われるので、軍役人数について「御身上」より「過分」にして（家康への）「御奉公」をすることが
今回（のこと）である、と（義光は）思っている、としている。

下線fは、上述した前掲・松尾剛次『最上氏三代』からの引用部分に該当する。

慶長5年の上杉討伐における徳川家康の軍事オプションについて－いわゆる「小山評定」の存否を考えるプロセスとして－
このように、5月7日付で最上義光が由利五人衆の仁賀保氏・赤津（赤尾津カ）氏・瀧澤氏に対して書状を出した理由は、家康の出馬（会津攻め）がほぼ確実なので、その場合、家康の出馬に向けて出羽国由利地方⁽³⁸⁾で参陣の準備をしてほしい、という意図が読み取れる。

〔史料2〕⁽³⁹⁾

久不能面上、御床敷存候処ニ、御懇札本望之至候、然者、景勝不罷上ニ付而、a 内府可為出陣旨蒙仰候、左候へハ、
貴所も可為御出陣之由候之間、以面談積義可申述候、令満足候、b 北国之義、相済申ニ付而、御上之由、令
得其意候、万々被入御念様子共被仰越、令祝着候、猶重而可申伸候、恐々謹言、

五月廿六日

江戸中納言
御名乗御直判

金森出雲守殿
御返報

この「(慶長5年)5月26日付金森可重宛徳川秀忠書状写」では、①御懇札をもらい本望の至りである、②上杉景勝が上洛しないので、家康が出陣すべき旨を（豊臣秀頼から）仰せをこうむり、そのため、「貴所」（＝金森可重）も出陣する、ということなので、（金森可重が出陣のため関東へ下向したら）面談をして積もることを申し述べるつもりである、③北国のこと（前田利長の動向のことか？）は済んだので（前田利長が？）上洛する旨を了承した、としている。

下線aにおいて、「蒙仰候」とあることから、家康の上杉討伐は公戦（豊臣秀頼から命を受けた公戦）としてい
ることがわかるが、これは徳川秀忠の書状（つまり、徳川サイド）である点は注意する必要がある。後述するように、
上杉討伐が純粋に公戦と見なせるのかどうかという点については考慮する必要がある。

大西泰正「前田利長の戦い」⁽⁴⁰⁾では、家康と前田利長の関係修復について「講和の成立時期を具体的に語る史料はないが、最終的な決着は同年（引用者注：慶長5年）五月とみていい」と指摘されているが、下線bはその証左となると考えられる。

〔史料3〕⁽⁴¹⁾

急度申越候、a 仍七月下旬奥州表出陣事候條、無油断用意専一候、日限事、
b 自京都可被仰出候間、重而可
申遣候也、

六月二日

御黒印

c 本多彦二郎とのへ

この「6月2日付本多康重宛徳川家康下知状写（黒印状写）」は、年次比定として、天正19年説（奥羽再仕置）と慶長5年説（上杉討伐）がある。

中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻では、「6月1日付松平家信宛徳川家康下知状」を天正19年の箇所に掲載し⁽⁴²⁾、
前掲「6月2日付本多康重宛徳川家康下知状写（黒印状写）」と同文の「6月1日付松平家信宛徳川家康下知状写（黒

印状写)」、「6月2日付小笠原広勝宛徳川家康下知状写(黒印状写)」を慶長5年の箇所に掲載している⁽⁴³⁾。

下線aの「七月下旬」の家康の出陣については、天正19年7月19日江戸出陣、慶長5年7月21日江戸出陣なので⁽⁴⁴⁾、この点は両説を見分けるポイントにはならない。

下線aの「奥州表出陣」については、「(慶長5年)7月7日付秋田実季宛徳川家康黒印状」⁽⁴⁵⁾では、「会津表出陣之儀」と記載しているので、上杉討伐ではなく、文字通り「奥州」方面への出陣(=天正19年)と解釈すべきであろう。

下線bの「京都」については、慶長5年6月2日の時点で家康は大坂にいる⁽⁴⁶⁾のに対して、天正19年6月2日の時点で秀吉は京都にいたので⁽⁴⁷⁾、天正19年と解釈すべきであろう。

下線bの「可被仰出候間」は、家康が敬語表現を使っているので、この「被仰出」の主語は家康より上位者(=秀吉)ということになり、天正19年と解釈すべきであろう。

下線cの「本多彦二郎」(=本多康重)については、文禄4年(1595)3月に「豊後守」に叙任しているので⁽⁴⁸⁾、慶長5年であれば、「本多豊後守」になるはずなので、天正19年と解釈すべきであろう。

以上の諸点を勘案すれば、「6月2日付本多康重宛徳川家康下知状写(黒印状写)」は天正19年と解釈すべきであり、慶長5年の上杉討伐とは関係ないとすべきである。

よって、前掲「6月2日付本多康重宛徳川家康下知状写(黒印状写)」と同文の「6月1日付松平家信宛徳川家康下知状写(黒印状写)」、「6月2日付小笠原広勝宛徳川家康下知状写(黒印状写)」についても天正19年と解釈すべきであろう⁽⁴⁹⁾。

『史料綜覧』巻13の慶長5年6月6日条⁽⁵⁰⁾には、以下の綱文が記されている。

六日、徳川家康、諸将ヲ大坂城西丸ニ会シテ、陸奥会津ヘノ進路ヲ議シ、家康・秀忠父子ハ白川口ニ向ヒ、常陸水戸ノ佐竹義宣ハ、仙道口ヨリ、伊達政宗ハ、伊達・信夫口ヨリ、出羽山形ノ最上義光ハ、米沢口ヨリ、加賀金沢ノ前田利長ハ、越後津川口ヨリト定ム、

伊佐早文書 中沢文書 関原合戦記 関原日記 関原始末記 会津軍記 丹羽家譜伝 関ヶ原軍記大成
落穂集〔参考〕古今武家盛衰記 鶴頭夜話

この綱文によれば、6月6日に家康は大坂城西丸に諸将を集めて、上杉討伐の侵攻経路として、家康・秀忠は白河口、佐竹義宣は仙道口、伊達政宗は伊達・信夫口、最上義光は米沢口、前田利長は津川口よりそれぞれ侵攻すると決定したことになる。

このことは一次史料による根拠のある歴史的事実なのであろうか。その点を確認するために、『史料稿本』⁽⁵¹⁾を閲覧した。まず、『史料稿本』の慶長5年6月6日条の綱文は以下のようであり、『史料綜覧』慶長5年6月6日条の前掲の綱文とは、少し文言が異なっている。

六日戌寅

家康。諸将ヲ大坂西城ニ会シテ軍事ヲ議シ。竟ニ諸将ヲ部署シ。会津諸道ノ進路ヲ定メ。家康。秀忠ト白川口ニ向ヒ。佐竹義宣仙道口ヨリシ。伊達政宗伊達・信夫口ヨリシ。最上義光米沢口ヨリシ。前田利長・北方

慶長5年の上杉討伐における徳川家康の軍事オブションについて－いわゆる「小山評定」の存否を考えるプロセスとして－
ノ兵ヲ率斗越後津川口ヨリシ。並ニ期ヲ刻シテ会津ニ入ラシム。

この綱文のあとの箇所に各関係史料を掲載しているが、前掲『史料綜覧』巻13の慶長5年6月6日条において各史料名が記載されている箇所と比較すると、前掲『史料稿本』には『伊佐早文書』⁽⁵²⁾、『中沢文書』⁽⁵³⁾、『丹羽家譜伝』の史料本文は掲載されていない（その理由は不明である）。また、前掲『史料稿本』には前掲『史料綜覧』巻13の慶長5年6月6日条において各史料名に記載されていない『北越軍記』が掲載されている。

前掲『史料稿本』におけるこれらの掲載史料は軍記物などの二次史料（編纂史料）であり、一次史料はない。前掲『史料綜覧』巻13の慶長5年6月6日条、前掲『史料稿本』の慶長5年6月6日条の綱文の史料典拠になった史料は『関原合戦記』（『史料稿本』の慶長5年6月6日条に掲載）と考えられる。つまり、前掲『関原合戦記』には「大手白川表へは内府公御しんほつ、仙道口佐竹義宣、伊達信夫口大崎宰相政宗、米沢口は山形出羽守義光、越後津川口北国之大将羽柴肥前守利長」と記載されているので、この記載をもとに綱文を作成したと考えられる。

よって、前掲『史料綜覧』巻13の慶長5年6月6日条の綱文は一次史料の史料典拠によるものではないので、6月6日に家康が大坂城西丸に諸将を集めて、上杉討伐の侵攻経路として、家康・秀忠は白河口、佐竹義宣は仙道口、伊達政宗は伊達・信夫口、最上義光は米沢口、前田利長は津川口よりそれぞれ侵攻すると決定したことは歴史的事実としては認められない（軍記物〔『関原合戦記』〕の創作による虚構〔フィクション〕の話）と考えるべきであろう。

〔史料4〕⁽⁵⁴⁾ ※尚々書の引用は省略した。

昨日者以便状申入候、定而参着可申候、a 仍近年 屋形様之船頭を仕候勝右衛門尉与申者、大坂ノ先月十八日ニ罷立昨下着候、道中ハ木曾を越、国へ罷下候由候、彼者大方物語候分申述候、

一 b 今度之雑説ニ付而内府様会津へ可被成御出勢之由被仰出候、c 然者秀頼様を御供申可有御下向由候処ニ、御馬廻衆一同を以、秀頼様御事大坂之御城を出し申間布之由候、一切御馬廻衆申切之由候、d 彼人数六万計可在之由候、e 中々陣立不罷成之由候事

一 f 石治少へ佐和山を御借被成候へ共、一切手切之由候、就之佐和山普請已下諸構にて被引籠候由候、

一 g 尾張之清洲之城御借候へ共、是も福島大夫殿一切被仰払之由候事

一 h 毛利殿・うき田殿も太閤様御代にも東国陣立ハ御免候間、此度も不可罷成候由にて被仰切候由申候事

一 i 高麗ノ人数蜂起候て壹岐・対馬へ乱入之由候、然間内府様御下今日〽と申候へ共、無本儀由申候、j 併此方御油断ハ無之候、可御心安候事

一 k 爰元御普請先以土用中休息と被仰出今日ノ御休候、上下忝候由候、l 此中ニ武具出等之用意可在之と申候、猶追而可申上候、恐々謹言、

六月十日

来出
氏（花押）

春右様
人々御中

この「(慶長5年)6月10日付春日元忠宛来次氏秀書状」について、『愛知県史』資料編13、織豊3⁽⁵⁵⁾では「六月十日上杉景勝の臣来次氏秀、春日某に、徳川家康が会津攻めのため下向にあたり、福島正則に清須城の借用を拒絶されたとの風聞を伝える」という綱文を掲載している。この綱文では「春日某」となっているが、この書状の宛所の「春右様」は、上杉景勝の重臣・春日元忠(右衛門)であり、高島城代(現山形県東置賜郡高島町)であった⁽⁵⁶⁾。

下線aは、近年、上杉景勝の船頭をしている勝右衛門尉という者が、大坂を5月18日(先月18日)に出立して昨日(6月9日)に(国許へ)下着したが、その者が語った内容を(これから)申し述べる、としている。よって、この書状に記されている上方(大坂)の状況は5月18日以前の状況ということになる。

下線bは、この度の「雑説」について、徳川家康(「内府様」)が会津へ出兵をすることになった、としている。この書状において、様付は上杉景勝、徳川家康、豊臣秀頼、豊臣秀吉、殿付は福島正則、毛利輝元、宇喜多秀家であり、石田三成は敬称がない。よって、五大老のうちで毛利輝元、宇喜多秀家よりも家康を上位にとらえていたことになる。

「雑説」というのは、上杉景勝が上洛しないことを指すと考えられ、それが上杉景勝の家臣(来次氏秀)にとっては「雑説」に過ぎない、という扱い(「雑説」程度で出陣する家康に会津攻めの正統性はない、という意味にとらえられる)である点が興味深い。「会津」と記していることは、家康の攻略目標が会津であったことになる。

下線cは、家康が秀頼(「秀頼様」)を供奉して(会津攻めのため)下向しようとしたが、(秀頼の)馬廻衆一同が秀頼を大坂城から出すことを拒否した⁽⁵⁷⁾としている。この時点では、家康は五大老の一人にすぎないので、豊臣家の馬廻衆の反対で断念したこと(家康の地位の弱さ)がわかり興味深い。そして、豊臣家の馬廻衆は秀頼の直轄部隊であるので、秀頼が出馬しないということは、豊臣家の馬廻衆は家康の会津攻めに加わらないことを意味した。

家康としては、秀頼を出馬させてそれに家康が供奉することで、会津攻めについて公戦であることを可視化させたかったのであろうが、慶長5年の時点で秀頼は8歳(数え年)であり、古来、この年齢(10歳未満)で戦いに出陣した事例はないことから⁽⁵⁸⁾、この点も秀頼が出馬しないことに影響したのかもしれない。

下線dは、家康の会津攻めの軍勢数を6万ばかりと予測している。上杉討伐の兵力数の検討については後述する。

下線eは、なかなか会津攻めの軍勢の陣立ができない、としている。上杉討伐の陣立に関する点については重要なので後述する。

下線fは、家康が石田三成に対して「佐和山」(＝石田三成の居城である近江国佐和山城)を借りようとしたが(上杉討伐のため家康が直率する徳川家の軍勢⁽⁵⁹⁾を東下の途中で佐和山城に一時的に入れる、という意味であろう)、「一切手切」とのことで、「佐和山普請已下諸構」(佐和山城内という意味か?)に引き籠もった、としている。

この記載からは、石田三成が慶長5年5月の時点ですでに城主の地位(＝大名)としては復権しており(それ以前、慶長4年閏3月の反石田三成訴訟騒動の結果、石田三成は佐和山に隠居した⁽⁶⁰⁾)、家康と対等の関係にあり、家康の申し出を拒否できた、という点が注意される。石田三成が慶長5年5月の時点ですでに大名として復権していることは、その後、同年7月17日に大坂三奉行が「内府ちかひの条々」を出して家康を弾劾する政治的経緯を考えるうえで重要である。

慶長5年の上杉討伐における徳川家康の軍事オプションについて－いわゆる「小山評定」の存否を考えるプロセスとして－
下線 f の記載からは、上杉討伐が公戦であっても、家康がその大名（石田三成）領内を通過する時はその大名（石田三成）の許可が必要であったことがわかり、この点は、下線 g の福島正則の事例も同様である。

下線 f からは、石田三成が上杉討伐に対して反対の立場を表明した、と受け取ることができる。「手切（てぎれ）」には「蜂起すること、または、謀反」⁽⁶¹⁾ という意味があるので、その意味であれば、下線 f は、石田三成が強硬に上杉討伐に反対して佐和山城内に武装して引き籠もった、ということになる。

下線 g は、家康が福島正則に対して「尾張之清洲之城」（＝福島正則の居城である尾張国清須城）を借りようとしたが（上杉討伐のため家康が直率する徳川家の軍勢を東下の途中で清須城に一時的に入れる、という意味であろう）、福島正則も拒絶した、としている⁽⁶²⁾。

下線 g からは、福島正則が上杉討伐に対して反対の立場を表明した、と受け取ることができる。そして、当時（慶長5年5月の時点）の福島正則と家康の関係（対等の関係であり、家康に協力的ではなかった）を知る手掛かりにもなる。このことは、上杉討伐における福島正則の立ち位置を考えるうえで重要である。

下線 f と下線 g の記載からは、当初、家康は上杉討伐のため大坂を出陣したあと、近江国内の佐和山－尾張国内の清須を通過して東下するルートを想定していたようであるが、そのルートが使えなかったため、その後、6月16日に家康が大坂を出陣して上杉討伐のため東下したルートは、大坂－伏見－大津（近江）－瀬田（近江）－石部（近江）－水口（近江）－土山（近江）－鈴鹿峠越え－関（伊勢）－四日市（伊勢）－船出して佐久島（三河）－吉田（三河）－（中略）－江戸（武蔵）というルートであった⁽⁶³⁾。つまり、佐和山（近江）、清須（尾張）を通らないルートを家康は選択したわけで、その意味で、下線 f と下線 g の記載に信憑性があることがわかる。

下線 h は、（五大老の）毛利輝元、宇喜多秀家は豊臣秀吉の時代（「太閤様御代」）にも、「東国陣立」は免除されていたので、この度（の上杉討伐）も出陣しない旨を断言した、としている。

上杉討伐が「東国陣立」と認識されていた点は重要である。その意味では、上述したように、公戦としての上杉討伐の先行モデルは、天正19年の奥羽再仕置ということになる。

そして、上杉討伐が「東国陣立」である以上、全国の諸大名が参陣する性格の公戦ではなかったことになる。

下線 h では、毛利輝元、宇喜多秀家が上杉討伐に参陣しないのは、豊臣秀吉の時代に「東国陣立」は免除されていたことを理由としているが、それは表向きの理由であって、上杉討伐に対して反対の立場を表明した、と受け取ることでもある。

とすると、上述した石田三成、福島正則も同様であったことから、毛利輝元、宇喜多秀家（五大老）、石田三成（五奉行）、福島正則という秀吉に近い立ち位置の諸大名が一致して上杉討伐に反対していたことになり、このことは反家康というスタンスで一致結束していたことを示している。

下線 i は、朝鮮⁽⁶⁴⁾ から蜂起した人数が壱岐・対馬へ乱入したため、上杉討伐のための家康の東下（大坂からの出陣）が延引している⁽⁶⁵⁾、としている。

上述したように、この書状に記された上方（大坂）の状況は、5月18日以前の状況であるので、家康の大坂出陣は、実際の大坂出陣日（6月16日）よりも約1ヶ月以上前に実施予定であったことがわかる。上杉家臣の来次氏秀にとって、家康の大坂出陣日は最も知りたい情報であったはずである。

下線 j における「此方」は会津（後述するように、神指城の普請に従事中）にいる来次氏秀のことである。（上

杉景勝にとって)「御油断」はしていないので安心するように、と記しているのは、この書状の宛所である春日元忠が高畠城代として会津にいないので、そのように申し送っているのであろう。

下線kにおける「爰元御普請」とは、神指城こうざし(現福島県会津若松市神指町北四合)の普請を指すと考えられる。神指城築城について、本間宏氏は「神指城の築城とは、会津の地に根を下ろす覚悟を決めた上杉景勝が、長期計画のもとに実施した一大プロジェクトだったと言えます。「徳川家康と戦うため、急いで造った城」という見方は完全に否定されるでしょう。」⁽⁶⁶⁾と指摘している。

下線kでは、その神指城普請が「土用中」のため、上杉景勝の指示により6月10日から「休息」に入った、としている。「土用」とは「陰暦で、立春・立夏・立秋・立冬の前各一八日間の称」⁽⁶⁷⁾のことであり、「土用は元来土を掘ったり、土木工事を始めたりするのを大凶としたのであるが(後略)」⁽⁶⁸⁾ということから、その理由で普請が休みになったのであろう。6月10日から普請が休みになった、ということは、「土用」の期間が終われば、また普請は再開したはずである。

神指城普請の工期として、「同(引用者注：慶長)五年二月一〇日より工事が開始され(中略)本丸は三月一八日より六月一日までという短期間で、二の丸は五月一〇日より六月一日まで(中略)工事が進められた」⁽⁶⁹⁾というように、6月1日に工事が終了した、という見解があるが、下線kの記載内容からは、上述したように、6月10日からの「土用」の期間(普請休み)を経て、普請は再開されたことになるので、神指城普請はその後も継続しておこなわれたと考えられる。

下線lは、この「土用」の期間(普請休み)中に、武具等を出す用意をする、としている。これは、家康による上杉討伐に対して、来次氏秀が上杉家臣として応戦する準備をするという意味であろう⁽⁷⁰⁾。

「(慶長5年)6月13日付田島道閑・大塚権右衛門・今井少右衛門宛金森長近印判状写」⁽⁷¹⁾では、金森長近が「会津陣」につき、7月朔日に伏見を出立することを報じ、(そのため)6月28日・29日に「長柄之者」50人を(国許の飛騨高山から)伏見へ参着するように指示した。そして、「今度之陣」(＝会津攻め)は「出入五十日之内」であるので、「其分可申候様」としている。会津攻めが50日(＝2ヶ月弱)以内に終了する、という予想がどのような根拠によるのか不明であるが、この日数の予想は、会津攻め(上杉討伐)の戦いの規模(諸大名の動員規模)を考えるうえで重要である。

前掲〔史料4〕の下線dにおける6万ばかりという軍勢数や、この50日(＝2ヶ月弱)以内に終了する、という予想を考慮すると、当時、上杉討伐(会津攻め)の規模は、天正18年の豊臣秀吉による小田原攻め(陣立書によれば、合計動員兵力数は16万735騎、或いは、12万9760人⁽⁷²⁾)よりは規模が小さいと想定されていたことになる。

3. 7月7日の軍法発令と出陣日の決定

「(慶長5年)7月朔日付田中吉次宛石川康通書状」⁽⁷³⁾によれば、家康の江戸到着は7月1日である。家康の江戸到着については、『当代記』の記載をもとに7月2日とする説もあるが⁽⁷⁴⁾、『当代記』は二次史料であることから、本稿では7月1日としておく。

前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻⁽⁷⁵⁾では、「この行軍中(引用者注：大坂出陣〔6月16日〕から江

慶長5年の上杉討伐における徳川家康の軍事オブションについて－いわゆる「小山評定」の存否を考えるプロセスとして－戸帰着〔7月2日。前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻では7月2日江戸帰着としている〕の家康文書は一通も見当たらない」と指摘されている。このことは、大坂出陣から江戸帰着まで、家康が警戒して意図的に自分の位置情報を発信しなかった、という意味に取れる。

『史料綜覧』巻13の慶長5年7月7日条の綱文⁽⁷⁶⁾に「七日、徳川家康、陸奥会津出陣ノ期日ヲ定メ、軍令ヲ下ス」とあるように7月7日は大きな意味を持つ日であった。

7月7日には、①家康が同日付で軍法を出した、②家康が同日付で出羽国内の諸将に対して、家康の会津攻めの出陣日（＝家康の江戸からの出陣日）が7月21日に決まったことを報じ、最上義光と「同心」して米沢表へ参陣するように命じた、という点が重要である。

家康が出した軍法は、慶長5年7月7日付の15ヶ条の軍法⁽⁷⁷⁾と、慶長5年7月日付の14ヶ条の軍法⁽⁷⁸⁾の2種類がある。

前者は「軍法事」と最初に記されているのに対して、後者は「御陣中御条目」と最初に記されている。末尾の文言（書止文言）は、前者は「者也」であるのに対して、後者は「仍如件」である。前者は原文書の写真で確認すると、家康の署名はなく、印（印文忠恕）が押されているのみである（『北藤録』では「家康公 御朱印」としている）。後者は「家康」と記されているが、写であるため、実際には署名なのか印なのかは不明である。前者、後者ともに宛所の記載はない。軍法は本来、公に公布するものであるので宛所の記載がないのは当然である⁽⁷⁹⁾。

慶長5年7月7日付の15ヶ条の軍法については、渡邊大門氏が論文「関ヶ原合戦における軍法について」⁽⁸⁰⁾（以下、渡邊大門論文と略称する）で各条文の内容を詳しく検討しているので、各条文内容の考察については渡邊大門論文に譲りたい。渡邊大門論文では、この軍法について「このように家康は、自らが率いる軍勢の統制を図り、無断で行動することを厳しく禁止した」と指摘している。

そして、渡邊大門論文では、「実は、すでに家康は天正十八年（一五九〇）の小田原征伐の際、ほぼ同趣旨の軍法を発布している」と指摘して、両軍法の条文内容を比較検討したうえで「慶長五年家康軍法は、小田原合戦時の軍法をベースとし、若干の条文を加えたものであるのは間違いないといえるだろう」と指摘している。この指摘は、家康が出した軍法の時系列的比較検討をしたという意味で重要である（徳川家関係の軍法を表2としてまとめたので参照されたい）。

渡邊大門論文では指摘されていないが、大坂冬の陣の時（慶長19年10月16日付）に徳川秀忠が出した軍法⁽⁸¹⁾も、慶長5年7月7日付の軍法とほぼ同じ条文が多い。

この点と、上述した渡邊大門論文で指摘された点を考慮すると、慶長5年7月7日付の軍法の条文内容は、上杉討伐（会津攻め）に特化して作成された条文ではなく、徳川家として戦時に出されるデフォルトの軍法（＝徳川家「標準」の軍法）であったと考えられる。

上述した慶長5年7月7日付の軍法と慶長5年7月日付の軍法の条文内容を比較すると、条文内容はほぼ同じものが多い。前者の第4条（先手に断らず物見を出すことを禁止）、第15条（陣中における人返しを禁止）は後者には見えず、後者の第13条（「舟橋」〔舟渡力〕⁽⁸²⁾の^{（ママ）}ことについて、他の備に交わらず、^{そなえ}「一手越」とすべきこと、夫馬以下も同前のこと）は前者には見えない。

後者の第13条は渡河（木曾川の渡河を想定しているのか？）を前提とした条文と考えられるので、後者は上杉

討伐とは関係せず、家康軍勢の西上と関係すると思われる。

よって、慶長5年7月7日付の軍法は、上杉討伐を前提として出されたもの、慶長5年7月日付の軍法は家康軍勢の西上を前提として出されたもの、と解釈しておきたい。

本来であれば、天正19年の奥羽再仕置のように、軍法の公布日と同日付で陣立（戦闘序列の制定）を公布するはずであるが⁽⁸³⁾、会津攻めの陣立は公布されていない。

このことは、上述した〔史料4〕の下線eに「中々陣立不罷成之由候事」とあって、なかなか会津攻めの軍勢の陣立ができない、としている点とも関連すると思われる。〔史料4〕は6月10日付であるが、上述したように、この上方の状況が記されているのは5月18日以前の状況であるから、5月の時点（つまり、家康の大坂出陣〔6月16日〕以前の時点）で、会津攻めの軍勢の陣立ができないまま7月上旬まで推移した、ということになる。

陣立ができなかった理由は不明であるが、陣立ができなかったということは公戦である会津攻めについて、五大老の一人にすぎない（いまだ天下人でない）家康の軍事指揮権が確立していなかった（確立できなかった）と見ることもできよう。そして、会津攻めの陣立ができなかったことは、その意味では不完全な軍事オプションであり、軍事オプション（会津攻め）発動の実効性に疑問符が付くことになる。つまり、家康による会津攻めの軍事オプションは、当初（軍法を公布した7月7日の時点）から実効性を伴わない見せかけのフェイク（上杉景勝に対して威圧するだけのフェイク）であった可能性がある。とすると、いわゆる「小山評定」のような軍議そのものが、当初から必要なかった、ということになる。

〔史料5〕⁽⁸⁴⁾

東照宮御判物

- 一 a 南部・秋田・横手・六郷・戸澤・本堂ハ取上口へ可出之事
- 一 b ^(ママ)赤津（赤尾津カ）・^(ママ)仁加部（仁賀保カ）ハ庄内之可為押事
- 一 c ^(ママ)北国之人米津（米沢カ）表へ打出、会津へうち入二をひてハ、山形出羽守ハ可為先手事
- 一 d 南部・秋田・仙北衆ハ米沢之可為押事
- 一 e 扶持方之兵糧壹萬石も貳萬石も入次第、山形出羽守ハかり候て、於米澤扶持方可出之者也、

七月七日

中川市右衛門

津金修理亮

〔史料5〕は写の文書であり、「東照宮御判物」と記されているので、原文書は家康の花押があり（つまり、発給者は家康）、「中川市右衛門」、「津金修理亮」は宛所として記されていたはずである。

前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻⁽⁸⁵⁾では、なぜ中川・津金の両人が発給者であるかのような誤解を与える記載をしているのか理由は不明であるが、『記録御用所本・古文書』上巻⁽⁸⁶⁾所収の同文書の写では、中川市右衛門・津金修理亮は宛所の位置に名前が記載されている⁽⁸⁷⁾。

前掲・松尾剛次『最上氏三代』⁽⁸⁸⁾によれば、中川と津金がこの書状を持って最上義光のところへ来たのは7月20日であった、としている。とすれば、最上義光がこの書状を受け取ったのは、大坂三奉行が「内府ちかひの条々」

慶長5年の上杉討伐における徳川家康の軍事オプションについて－いわゆる「小山評定」の存否を考えるプロセスとして－（7月17日）を出した3日後になる。家康書状が最上義光のところへ届くのは、この程度のタイムラグ（7月7日付の書状が7月20日に届いた）は考慮する必要があるだろう。

菅原義勝「最上義光の戦い」⁽⁸⁹⁾でも「家康のもとから文書が発送され、到着するまでには十日間ほどのブランクが生じるため、相互に行き違いがあったのである」と指摘されている。

下線aは、南部利直（陸奥盛岡城主）・秋田実季（出羽湊城主）・小野寺義道（出羽横手城主）・六郷政乗（出羽六郷城主）・戸沢政盛（出羽角館城主）・本堂茂親（出羽本堂城主）は最上口（米沢口）へ出陣することを命じている。つまり、これらの諸将は最上口（米沢口）から上杉領内へ侵攻することを指定（侵攻ルートの指定）されている。これらの諸将の中で陸奥国内の部将は南部利直だけであるが（他は、すべて出羽国内の諸将）、その理由として推測できる点については後述する。

下線bは、赤尾津弾正忠（小介川孫次郎）と仁賀保孝誠は庄内（上杉領）の押さえをなすべきこととしている。赤尾津氏と仁賀保氏は由利五人衆であり、出羽国内由利地方の領主であったことから、隣接する庄内地方（上杉領）に対する押さえを命じられたのであろう。

下線cは、北国の人数（＝軍勢）は米沢表へ出陣し、さらに会津へ討ち入った場合は、最上義光が先手となるべきこと、としている。つまり、上杉領内へ侵攻し、米沢（米沢城主は上杉家重臣の直江兼統）を攻略することが第一目標で、その次の攻略目標が会津（＝会津若松）ということになる。

下線dでは、南部利直・秋田実季・仙北衆（＝小野寺義道・六郷政乗・戸沢政盛・本堂茂親）は米沢の押さえをなすべきこととしている。この場合は、米沢（上杉領）に出陣して攻略し駐屯すること、という意味になろう。

下線eは、兵糧（扶持方）は1万石も2万石も必要次第に、最上義光より借りて、米沢において扶持方を出すべきこと、としている。〔史料5〕が出された7月7日の時点では、上杉領内に侵攻して米沢を攻略しているわけではないので、米沢攻略後の想定ということになる。最上義光より兵糧（扶持方）を借りるように指示しているのは、下線aの諸将の中で、米沢に最も近い位置に所領があるのが最上義光だからであろう。

〔史料6〕⁽⁹⁰⁾

御下知状

- 一 a 加賀中納言殿北国筋を米沢へ打出、会津へ乱入候者、案内者二候者山形出羽守、中納言殿可為旗本事
- 一 b 置目以下之儀中納言殿可被仰付候、御隔意有間鋪候事
- 一 c 越後侍従津川筋出陣之義、無越度様可然段口上ニ可申候、 d 兼又村上周防・溝口伯耆兩人之内向寄次第、一人中納言殿為案内者、北国筋へ可有参陣候事

以上

七月七日

御朱印

屋代左衛門とのへ

上書

屋代左衛門とのへ

この「(慶長5年)7月7日付屋代秀正宛徳川家康朱印状写」は、家康が堀秀治(越後春日山城主)に遣わした屋代秀政⁽⁹¹⁾に出したものである。

下線aは、前田利長(加賀金沢城主)が出陣して北国筋を進み米沢へ出て、会津へ乱入する際には、「案内者」であるので、最上義光は先手になり、前田利長の麾下(指揮下)になるべきこと、としている⁽⁹²⁾。

この朱印状において「殿付」で記されているのは、前田利長(「中納言殿」)だけであり、この朱印状に記された諸将の中では最も地位が高く扱われている。

下線bは、「置目以下」のことは、前田利長が命じる、としている。よって、北国の諸将、出羽の諸将による会津攻めの軍勢を指揮するのは前田利長ということになる。

下線cは、堀秀治に対して津川筋から出陣することを口上で述べるように、家康が屋代秀正に指示したものである。

下線dは、村上義明(越後本庄城主)、溝口秀勝(越後新発田城主)の内、一人が前田利長の「案内者」として北国筋へ参陣するように命じている。前田利長については、堀秀治のように津川筋から出陣すること(下線c)を指示していない。下線aにあるように、前田利長が北国筋を進み米沢へ出るためには、越後国内をかなり北上して越後街道(十三峠)で米沢に進むことになる。

村上義明、溝口秀勝の内、一人が前田利長の「案内者」として北国筋へ参陣するように命じている点について、田嶋悠佑「溝口秀勝試論―与力関係を中心に―」⁽⁹³⁾では「溝口・村上両家は堀秀治の与力だが、前田利長が地理無案内のため、一時的な措置として与力の内一名を利長へ附属させるつもりだったのだろう」(下線引用者)と指摘されている。この場合の「地理無案内」とは、上述したように前田利長が越後国内をかなり北上することを考慮したものと思われる。

〔史料5〕、〔史料6〕の内容をまとめると、以下のようになる。

- (1) 陸奥・出羽の諸将(南部利直・秋田実季・小野寺義道・六郷政乗・戸沢政盛・本堂茂親・最上義光)と北国の軍勢(前田利長自身の軍勢と「案内者」として指揮下に入る村上義明、或いは、溝口秀勝)を指揮するのは前田利長である⁽⁹⁴⁾。前田利長が諸将を指揮したのは五大老の一人であったからと考えられる。
- (2) 攻略の第一目標は米沢、その次の目標は会津である⁽⁹⁵⁾。
- (3) 米沢攻略後の会津攻めの先手は最上義光(最上義光は前田利長の指揮下に入る)である。
- (4) 米沢は、最上口(米沢口)から上杉領に侵攻した南部利直・秋田実季・小野寺義道・六郷政乗・戸沢政盛・本堂茂親が攻略し、前田利長が率いる北国の軍勢も米沢へ出陣する⁽⁹⁶⁾。
- (5) 上記とは別に、堀秀治は津川口から上杉領へ侵攻する(津川口から上杉領内に侵攻するルートを進むと、直進して会津へ到達するので、会津より北方に位置する米沢は通らない)。よって、堀秀治は米沢攻略とは関係ないので前田利長の指揮下に入らないことになる⁽⁹⁷⁾。
- (6) 赤尾津弾正忠(小介川孫次郎)と仁賀保拳誠は庄内(上杉領)の押さえになるので、上記の軍勢には合流しない。

上杉討伐(会津攻め)については、こうした軍事スキームを家康が構想していたことになる(ただし、陣立書として出していない点には注意する必要がある、その意味で不完全な軍事オブションと見なすことができる)。つまり、一次史料の検討からすると、上杉領の北からの侵攻(最上口〔米沢口〕)、西からの侵攻(津川口)の2ル―

慶長5年の上杉討伐における徳川家康の軍事オプションについて－いわゆる「小山評定」の存否を考えるプロセスとして－トしか確認できず、上杉領の東北からの侵攻（信夫口）、南西からの侵攻（仙道口）からの侵攻は家康の軍事スキームに入っていなかったのは明らかである。南からの侵攻（白河口）は家康自身の侵攻ルートになるので家康の判断で侵攻の可否は決断できる。

この点は、通説の是正という意味で重要である。よって、一次史料から確認できる上杉討伐の軍事スキームは、通説による会津攻撃の5ルート（5つの侵攻ルート＝最上口〔米沢口〕、津川口、信夫口、仙道口、白河口）よりも規模的に限定されたもの（白河口を除くと、最上口〔米沢口〕と津川口の2ルートのみ）であることがわかる。

こうした点の証左として、7月23日付で家康が上杉討伐のための出陣の中止を指示したのは最上義光のみであり⁽⁹⁸⁾、他の部将には中止の指示は出していないことも考慮する必要がある。つまり、最上口（米沢口）からの侵攻さえ中止させれば上杉討伐（会津攻め）は中止したことになる（最上義光しか軍事オプションの待機をしていなかったから）。堀秀治による津川口からの侵攻は、軍事オプションとして現実的には準備されていなかった可能性があるので家康は堀秀治に対しては中止の指示をした書状を出さなかったのかもしれない⁽⁹⁹⁾。また、家康が前田利長に対して中止の指示をした書状を出さなかったのも同様の理由かも知れない⁽¹⁰⁰⁾。

上述したように、『史料綜覧』慶長5年6月6日条の前掲の綱文にあるような、6月6日の大坂城西丸での侵攻口（津川口〔前田利長〕、米沢口〔最上義光〕、白河口〔家康・秀忠〕、信夫口〔伊達政宗〕、仙道口〔佐竹義宣〕という5ルートからの侵攻予定）決定は軍記物（『関原合戦記』）によるフィクションである、という点にも注意する必要がある。

上述したように、上杉討伐（会津攻め）の侵攻口は、一次史料で確認できるのは津川口、最上口（米沢口）という2ルートのみであり、それに白河口（家康）を加えるとしても3ルートに限定されており、信夫口、仙道口からの侵攻ルートは一次史料では確認できない。その意味でも家康による軍事オプションは不完全なものであったことがわかる。

上述したように、家康は7月7日付で、家康の（江戸からの）出陣日が7月21日に決まったので出陣することを出羽の諸将に対して命じた。

〔史料7－A〕「古文書集」⁽¹⁰¹⁾

急度申入候、a 仍会津表出陣之儀、来廿一日相定候、其表之衆有同心、可有御參陣候、b 然者最寄^(ママ)（前カ）如申候、
c 北国表ニ而北国之人衆を相待、会津へ可被打入候、猶津金修理亮・中川市右衛門可申達候、恐々謹言、

七月七日

御諱御判

出羽侍従殿

〔史料7－B〕『寛永諸家系図伝』⁽¹⁰²⁾

急度申（「入」脱カ）候。仍会津表出陣之儀、来廿一日ニ相定候。其表之衆有同心、可有御參陣候。然者最前如申候、
d 北国表ニ而北国之人衆を相待、会津へ可被打入候。猶津金修理亮・中川市右衛門可申候。恐々謹言。

七月七日

家康御墨印

出羽侍従殿

〔史料7－C〕『記録御用所本・古文書』⁽¹⁰³⁾

急度申入候、仍会津表出陣之儀、来廿一日相定候、其表之衆有同心、可有御參陳候、然者、最前前如申候、
e 小国表二而人衆を相待、会津へ可被打入候、猶、津金修理亮・中河市右衛門可申候、恐々謹言、

七月七日

家康御判

出羽侍從殿

〔史料7－A〕～〔史料7－C〕は、「(慶長5年)7月7日付最上義光宛徳川家康書状写」であり、文言の異同を見るため、3種類の写を提示した(この徳川家康書状は原文書は伝存しない)。

下線aは、「会津表」への(家康の江戸からの)出陣が7月21日に決まったので、(最上義光は)「其表之衆」に「同心」して参陣すべきことを命じている。

「其表之衆」とは、〔史料5〕における下線aの諸将を指すと考えられる。つまり、南部利直を除くと出羽国内の諸将である。なぜ陸奥国内でも遠隔の南部利直だけが動員されているのか、奇異に感じるが、上述したように前田利長が指揮をすることと関係すると思われる。つまり、豊臣政権下では南部信直の取次は前田利家であったことから⁽¹⁰⁴⁾、陸奥国内では南部利直だけを動員して前田利長の指揮下に置いたと考えられる。その意味でも、上杉討伐(会津攻め)は、豊臣政権下のスキームにおける公戦であったことがわかる。

下線aにおける「同心」には、「同じ考えを持つこと。同意すること。」「戦場で味方すること」、「同道」などいろいろな意味があるが⁽¹⁰⁵⁾、この場合は、文脈から考えると、「同道」という意味が最もあてはまる、と思われる。

下線bによれば、それ以前に家康は最上義光へ、下線cのことについての書状を出していたことになるが、そうした書状は伝存しない。

下線cと下線dは同文であるが、下線eは大きく異なる記載になっている。下線c、下線dでは、「北国表」にて「北国之人衆」を待ってから(つまり、合流してから)、会津へ討ち入るべきである、と家康は最上義光に命じている。

下線dにおける「人衆」については、『寛永諸家系図伝』には「にんじゅ」と振り仮名がふつてある。よって、「人衆」＝「人数」＝「軍勢」⁽¹⁰⁶⁾と解釈できる。

下線c、下線dにおける「北国之人衆」とは「(前田利長が率いる)北国の軍勢」と解釈できる。下線c、下線dによれば、最上義光は「北国表」において「(前田利長が率いる)北国の軍勢」を待ち、(合流して)会津へ討ち入ることになるのであるが、「北国表」というだけでは、合流地点として、極めてアバウトな書き方と思われる(最上義光が合流する具体的な地名の記載がない)。

その意味では、下線eでは、「小国表」(小国は現山形県西置賜郡小国町)で「人衆」を待つように指示しているので、〔史料7－A〕、〔史料7－B〕ではなく〔史料7－C〕が原文書に則した写と見なされる。

小国は越後街道上に位置しているので、上述したように、前田利長は越後街道(十三峠)で米沢に進む、という想定と合致する。

〔史料8〕⁽¹⁰⁷⁾

急度申遣候、a 仍会津表出陣之儀、来廿一日相定候、b 其方事山形出羽守有同心、米澤表へ可有参陣候、猶

慶長5年の上杉討伐における徳川家康の軍事オプションについて－いわゆる「小山評定」の存否を考えるプロセスとして－
田中清六可申候、恐々謹言、

七月七日

家康（黒印）

秋田藤太郎殿

下線 a では、家康の会津表への出陣について、来る（7月）21日が（家康の江戸からの出陣日として）決まったことを伝えている。そして、下線 b では、秋田実季が最上義光と「同心」（＝同道）して米沢表へ参陣（出陣）することを命じている。

下線 b では、「其方」と記されていて書札礼としては薄礼である。最上義光宛の前掲〔史料7-A〕～〔史料7-C〕には「其方」という記載はない。そして、最上義光宛の前掲〔史料7-A〕～〔史料7-C〕では「御参陣」と記されていたのに対して、〔史料8〕では「参陣」（「御」を付けない）と記している。よって、家康としては、最上義光とその他の出羽国内の諸将では地位的に格差を付けていたことになる。

この「（慶長5年）7月7日付秋田実季宛徳川家康黒印状」と同文の家康書状は、戸沢政盛宛⁽¹⁰⁸⁾、小野寺義道宛⁽¹⁰⁹⁾のものがある。

これらの諸将は前掲〔史料5〕の下線 a の諸将に該当すると考えられるので、「（慶長5年）7月7日付秋田実季宛徳川家康黒印状」と同文の家康書状は、南部利直、六郷政乗、本堂茂親に対しても出されたと考えられる⁽¹¹⁰⁾。

このほか、「（慶長5年）7月7日付仁賀保挙誠・小介川孫次郎⁽¹¹¹⁾宛徳川家康黒印状写」⁽¹¹²⁾では、家康の会津表への（江戸からの）出陣について、来る（7月）21日に決まったことを伝え、「其方事庄内江為押可被罷在候」（＝庄内〔上杉領〕への押さえるため、そのまま所領に在陣すること）と命じた。このように、最上義光には同道しないので、前掲「（慶長5年）7月7日付仁賀保挙誠・小介川孫次郎宛徳川家康黒印状写」には「同心」の文言はない。

〔史料9〕⁽¹¹³⁾

西尾所迄書状令披見候、a 仍会津表出陣之儀、来廿一日相定候、b 然者其方事羽柴加賀守有同心、越後城々番手之儀可被仕候、猶西尾隠岐守可申候、恐々謹言、

七月七日

家康（印文忠恕）

青山修理亮殿

下線 a では、家康の会津表への（江戸からの）出陣について、来る（7月）21日に決まったことを伝えている。そして、下線 b では、青山宗勝（越前国丸岡城主）に対して、丹羽長重（加賀国小松城主）に同道して「越後城々」の「番手」⁽¹¹⁴⁾をするように命じている。

これは、上杉討伐（会津攻め）のために、越後国内の諸将が出陣すると、それぞれの居城に城主が不在になるため、それらの居城に番手として丹羽長重、青山宗勝が在城するように、という意味である。

上述したように堀秀治（越後国春日山城主）、溝口秀勝（越後国新発田城主）、村上義明（越後国本庄城主）は家康から出陣を命じられているので、これらの諸城に番手として入る必要があった。

進軍ルート上にある諸城に番手の軍勢を入れることは、奥羽再仕置（天正19年）でもおこなわれたので⁽¹¹⁵⁾、上杉討伐が公戦である以上、このように諸城に番手の軍勢を入れることは当然であった。

最上義光の位置付けについては、「家康の会津出兵において義光は、出羽諸領主および陸奥の南部氏に対する軍事統率権を行使する立場にあり、それは家康から与えられていた」⁽¹¹⁶⁾とする阿部哲人氏の見解がある一方で、「義光自身は、見据えた先に奥羽諸將の軍事統率権掌握を思い描いていたのかもしれない。しかし、家康は会津攻撃を成立させる限りでの指示を奥羽諸將へ伝え、義光に「同心」するように求めたにすぎなかったのである。」⁽¹¹⁷⁾とする菅原義勝氏の見解もある。

家康は7月23付の書状で最上義光に対して上杉討伐（会津攻め）の中止（「御働之儀、先途令御無用候」）を伝えた（「慶長5年」7月23日付最上義光宛徳川家康書状写）⁽¹¹⁸⁾。その後の奥羽諸將の動向については、菅原義勝「最上義光の戦い」⁽¹¹⁹⁾を参照されたい。また、マクロな意味での奥羽の諸將と戦いについては、阿部哲人「関ヶ原合戦と奥羽の諸大名」⁽¹²⁰⁾を参照されたい。

4. 慶長6年の上杉討伐の軍事動員計画

慶長6年8月24日、徳川家康は上杉景勝の陸奥会津百万石を収公して、出羽米沢三十万石を与えた⁽¹²¹⁾。同日付で家康は次の朱印状（人数書立）を出した。

〔史料10〕⁽¹²²⁾

一番	南部信濃守	五千人
二番	戸沢九郎五郎	二千二百人
	本堂源七郎	四百人
	六郷兵庫頭	三百人
三番	秋田藤（東カ）太郎	二千六百五十人
	赤尾津孫次郎	二百五人
	仁賀保兵庫頭	百八十五人
	瀧澤刑部	百十人
	内（打カ）越孫太郎	六十人
	岩屋右兵衛	四十人
四番	最上修理大夫	六千五百人

右之内出羽守めしつれ候分、最前おほせいだされ候。

五番 越後侍従 六千人
村上周防守 千八百人
溝口伯耆守 千二百人
都合二万六千六百五十人

慶長六年八月廿四日

御朱印

『寛永諸家系図伝』⁽¹²³⁾には「同（引用者注：慶長）六年、景勝御赦免ありて、所領をあらためかへたまふ時、もし異儀にをよまゝ是をしづめよとて、大権現より御朱印を義光にくださる。其詞にいはく、」と記されている。よって、慶長6年、上杉景勝の国替えにあたり、不測の事態が起きた場合に備えての軍事オプションとしてこの朱印状（陣立）を家康が最上義光に出したことがわかる⁽¹²⁴⁾。上述したように、陣立書であるので、軍法と同様に公に公布するものであるから宛所の記載はない。

注目されるのは、この諸将の構成である（諸将の構成などを表3として作表した）。前掲〔史料5〕、〔史料6〕で検討した上杉討伐（会津攻め）を家康から命じられた諸将がそのまま踏襲されている。

慶長5年の上杉討伐（会津攻め）の諸将と異なっているのは、①前田利長がいない、②小野寺義道がいない、③由利五人衆の滝沢政道、打越光隆、岩屋朝繁が加わった、という点である。

①は、上述したように、前田利長が諸将を指揮したのは、上杉討伐が豊臣公儀のスキームでおこなわれたため五大老の一人であったことによるものと考えられるが、慶長6年の時点では大老の地位を失ったためと思われる⁽¹²⁵⁾。つまり、関ヶ原の戦いで勝利した家康にとって、慶長6年の時点では上杉討伐に前田利長を起用する政治的意味は消失していた、と言えよう。

②は慶長5年に小野寺義道が反家康の動きをしたため、慶長6年に家康によって改易されたことによる。③は由利五人衆がすべてそろったことになる。

表3を見るとわかるように（以下は表3による検討である）、戦闘序列の一番は南部利直である。本来であれば、上杉領に最も近い出羽国内の最上義光・義康が一番になるはずであるが、陸奥国内でも遠隔地の南部利直が一番になっている理由は不明である。

二番は出羽国内の仙北衆の諸将である。三番は出羽国内の秋田実季と由利五人衆である。同じ出羽国内であっても、二番の仙北衆の所領が内陸部であるのに対して、三番の秋田実季と由利五人衆の所領は沿岸部という違いがある。四番は出羽国内の最上義光・義康である。五番は所領が越後国内の諸将である。

以上の中で、大名单独であるのは一番の南部利直と四番の最上義光・義康だけである。いずれも石高としては10万石以上である⁽¹²⁶⁾。

一番から五番のそれぞれの軍役人数（複数の諸将の場合は合計人数）を見ると、一番…5000人、二番…2900人、三番…3250人、四番…6500人、五番…9000人である。よって、約3000人を最低基準にして（二番、三番）、約3000人の倍数（一番、四番、五番）になっているように見える。

軍役基準は、一番から四番は本役（100石あたり5人役）であり（若干の例外を除く）、五番は三分一役である。最上義光については、通説では24万石であるが、豊臣時代については13万石説もある⁽¹²⁷⁾。13万石の場合は本役、24万石の場合は半役であるので、上述したように、一番から四番は本役ということを考慮すると、最上義光・義康は13万石で軍役を賦課された可能性が高い。

慶長5年の上杉討伐（会津攻め）との大きな違いは、慶長5年の上杉討伐（会津攻め）では慶長6年の上杉討伐のスキームのように、一番から五番といった陣立ができなかったことと、軍役人数を賦課できなかったことである。

つまり、慶長5年の上杉討伐（会津攻め）では家康は陣立ができず⁽¹²⁸⁾、軍役人数も賦課できない不完全な軍事オプションであった。その意味では、慶長5年の上杉討伐（会津攻め）は現実に軍事オプションとして発動不可能なものであった、と言わざるを得ない。

5. 慶長5年の上杉討伐の軍勢数の推計

上述したように、慶長6年の上杉討伐の軍事動員計画（表3）は、慶長5年の上杉討伐の軍事動員をほぼ踏襲していることから、表3をもとに、慶長5年の上杉討伐（会津攻め）の軍勢数を推計したい（軍役人数は慶長6年の上杉討伐の軍事動員計画と同数と仮定する）。

まず、表3から滝沢政道の110人、打越光隆の60人、岩屋朝繁の40人（この3人は慶長5年の上杉討伐〔会津攻め〕に入っていない）を差し引き、小野寺義道の軍役人数1500人（小野寺義道は仙北衆なので本役〔100石あたり5人役〕と仮定して、その石高3万石をもとに算出すると、1500人になる）を加える。そして、前田利長の軍役人数として8000人⁽¹²⁹⁾を加える。

そうすると、35940人になる。これに家康の軍役人数30000人⁽¹³⁰⁾を加えると、65940人になる。この軍役推計人数は、上述した〔史料4〕の下線dの家康の会津攻めの軍勢数を6万ばかりと予測している点と近似する。このことは〔史料4〕の信憑性という意味で注目できよう。

家康^{そなえ}の備と軍役人数の関係を見ると、上杉討伐ではないが、小田原陣立書では三万騎で十備⁽¹³¹⁾、別の小田原陣立書では二万騎で十備である、よって、平均すると、一備で3000騎、或いは、一備で2000人という計算になる。ちなみに、織田信雄は、小田原陣立書では二万五千騎で六備⁽¹³²⁾、別の小田原陣立書では一万三千人で六備である、よって、平均すると、一備で2500騎、或いは、一備で2167人（小数点第一位を四捨五入）という計算になる。

このように、一つの備で単位人数（規定人数）が決まっていた可能性が指摘できる。『日葡辞書』⁽¹³³⁾では「サングン（三軍）」の意味として「各隊がそれぞれ二千五百人の兵士から成る三つの軍隊」としている。つまり、一軍（一隊）＝2500人ということになるが、この場合の一軍（一隊）とは備のことを指していると考えられるので、一つの備の単位人数（規定人数）が2500人ということになる。この人数規模は上述した織田信雄の一備で2500騎と一致することは注目される。

よって、一つの備の単位人数（規定人数）は決まっていて、その人数規模の事例としては、2000人、2500人（騎）、3000人（騎）であったことになる。このことは、今後、備の人数規模（規定人数＝定員）を考えるうえで注意すべき点である⁽¹³⁴⁾。

敵である上杉景勝の軍役人数としては、春日山城主（55万1000石）時代の5000人⁽¹³⁵⁾という事例がある。会津若松城主の時代は石高が120万石であり、春日山城主時代の石高の2.2倍（小数点第二位を四捨五入）になるので、5000人の2.2倍で1万1000人と推計しておく。

とすると、上述した慶長5年の上杉討伐（会津攻め）の軍勢数の推計65940人と比較すると、家康は上杉景勝の軍役人数の約6倍を動員しようとしていたことになる。ただし、上述したように、軍事オプションとしては発動不可能なものであった。

そして、根本的な問題として、慶長5年の上杉討伐の軍事動員に西国大名や東海道筋の大名は全く入っていな

慶長5年の上杉討伐における徳川家康の軍事オプションについて－いわゆる「小山評定」の存否を考えるプロセスとして－い（含まれていない）点は重要である。この点から、いわゆる「小山評定」（家康が小山で上杉討伐の可否を西国の諸将や東海道筋の諸将と協議すること）はそもそも必要ないことは明白であり、その意味でいわゆる「小山評定」の存在を否定することができるのである。

おわりに

上杉討伐は、7月17日に大坂三奉行が家康を弾劾する「内府ちかひの条々」を出すまでは、表面上、公戦という形で推移したが、その本質は、公戦に見せかけた家康の私戦であった。この点は「内府ちかひの条々」の第三条に「種々様々其理申候へ共、終無許容被出馬候事」⁽¹³⁶⁾と記されていることから明らかなように、家康が強引かつ恣意的に上杉景勝に対して戦争を仕掛けたものであった。

こうした正統性のない偽装された公戦（実際には家康の私戦⁽¹³⁷⁾）を進めようとした家康を、石田三成が「徒党」⁽¹³⁸⁾の「大将」と痛罵したことは⁽¹³⁹⁾、当時の豊臣公儀から見た家康の立場を象徴していた。

偽装された公戦（実際には家康の私戦）を恣意的に進める家康に軍事指揮権の発動ができたのか、となるとそれは不可能なことであった。その結果、上杉討伐の陣立はできず（一番、二番などの戦闘序列が決められない）、諸将に対して軍役人数を賦課することもできなかった。そして、家康の指示通りに上杉領内に軍事侵攻することはできなかった⁽¹⁴⁰⁾。

東国における公戦の先行モデルである天正19年の奥羽再仕置と比較すると、天正19年の奥羽再仕置は陣立をおこなったうえで軍事オプションを発動した。それが可能だったのは、豊臣秀吉が最高権力者（天下人）として軍事指揮権を完全に掌握していたからである。

それに比較して、慶長5年の上杉討伐を無理やり進めた家康は、まだ豊臣公儀のスキームにおける五大老の一人にすぎず、軍事指揮権を掌握していたとは言えなかった。よって、上杉討伐の軍事オプションを発動することはできなかった。

江戸時代の軍記物は、後の天下人・家康の姿から遡及させて上杉討伐の規模を壮大にイメージして描くが、上述したように、上杉討伐が5口（5ルート）から侵攻を予定したとする『関原合戦記』の記載はフィクションであり、この時点で家康は天下人ではない（関ヶ原の戦い〔本戦〕での勝利前）点を認識する必要がある。その意味では、後の時代から遡及させて歴史イメージを創作する陥穽^{かんせい}にはまってはならないのである。

上杉討伐のスキームが通説のように、大規模なもの（5口からの侵攻）であったならば、家康は中止を報じる書状を大量に各地の諸将に出したはずである。しかし、そうではなく、上述したように上杉討伐のスキームは通説よりも小規模なスキーム（家康が出陣予定の白河口を除くと、米沢口〔最上口〕と津川口の2つの侵攻ルートのみ）であった⁽¹⁴¹⁾。

いわゆる「小山評定」についての後世の脚色によって、上杉討伐は壮大な軍事作戦というイメージが刷り込まれている点も同様である。

上述したように、金森長近が、会津攻めについて50日（＝2ヶ月弱）以内に終了すると予想したことは、仮に家康が軍事オプションを発動できたとしても規模としては大きくない証左となる。

上杉討伐の動員計画に入っているのは、7月7日付で家康から出陣を命じられた部将のみであり、そのことは、

慶長6年の上杉討伐計画の諸将の構成がその証左となる。

いわゆる「小山評定」の存否の関係からすると、西国の諸将や東海道筋の諸将は当初から上杉討伐の動員計画（動員のスキーム）には入っていなかった（7月7日付の出陣を命じる書状は、西国や東海道筋の諸将には家康は出していない）。よって、上杉討伐の中止の可否を西国の諸将や東海道筋の諸将と協議（＝いわゆる「小山評定」）する必要はなかった。

家康が最上義光に対して中止を通告する書状⁽¹⁴²⁾を出せば（家康は最上義光とは協議しておらず中止を通告したのみである）、それで上杉討伐は中止になったのである。この1通の最上義光宛家康書状で上杉討伐が中止になること自体が、上杉討伐の軍事スキームが通説よりも小規模なスキームであったことの証左となる。

上述したように、慶長5年の上杉討伐は陣立ができず、軍役人数も賦課できなかったが、その点を克服したのが慶長6年の上杉討伐の軍事計画であった。なぜ克服できたのかというと、慶長6年の時点では、家康は関ヶ原の戦い（本戦）で勝利していたからである。

今後は、上杉討伐について軍記物が描く壮大なスケール感を是正して（スケールダウンして）考察することが必要であると共に、慶長5年7月上旬～下旬の時点（上杉討伐の軍事オプションを発動しようとして不発だった時点）での家康が後世思われているほど有利な状況下になかった点も考慮する必要がある。

〔註〕

- （１）慶長5年のいわゆる「小山評定」は一次史料で日付が特定できない点が大きなネックであるが、その参加メンバーが一次史料で特定できないほか、話し合われたとされる内容も一次史料で特定できない不思議な「評定」である（いわゆる「小山評定」が歴史的事実であれば、という前提が付くが）。これと同様ののが、天正10年の本能寺の変後におこなわれたとされる有名な「清須会議」である（当時の言葉ではない「会議」という名称も歴史用語として見ると不可解である。ちなみに土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』〔岩波書店、1980年〕には「会議」という言葉は載っていない）。そもそも論でいうと、「清須会議」についての通説通りの理解であれば、織田信長の息子である信孝や信雄を抜きにして、羽柴秀吉や柴田勝家らの家臣だけで合議して信長の後継者を決定した、というおかしな話（主家である織田家の親族〔子息など〕の意向を無視して、信長の家臣だけが集まって独断で信長の後継者を決定する、ということは当時の封建的主従関係からするとあり得ない話である）になる。渡邊大門『清須会議－秀吉天下取りのスイッチはいつ入ったのか？』（朝日新聞出版、2020年、83～84頁）には「残念なことに、清須会議がいつ行われたのかについては判然としない。（中略）したがって清須会議は、秀吉が尾張清須城に入った六月二十一日から二十六日の間に開催されたと考えられる。あるいは、六月二十七日に開催され、すぐに秀吉ら宿老衆^(ママ)の連書（連署カ）状が発給された可能性も否定できない。」というように指摘されていて、一次史料によって清須会議がおこなわれた月日を特定することができないのである。ただし、柴裕之『清須会議』（戎光祥出版、2018年、34頁）では、「天正十年（一五八二）六月二十七日、尾張清須城で、今後の天下人織田家の中枢運営と所領配分を決めるための「談合」（清須会議）がおこなわれた。」と指摘されていて、清須

慶長5年の上杉討伐における徳川家康の軍事オプションについて－いわゆる「小山評定」の存否を考えるプロセスとして－会議の日付を6月27日と断定している。また、前掲・渡邊大門『清須会議』(84頁)では「一次史料の記述には結論だけが書かれており、清須会議の議論の過程が抜け落ちている。」と指摘されていて、「清須会議の議論の過程」を一次史料で明確にできないのである。前掲・渡邊大門『清須会議』(76頁)で指摘されているように、6月14日付家康書状では「三法師」のことを「若君様」と記していて、このことから「三法師は幼子だったが、天下人たる織田家の家督を継ぐべき若君様であったとする考え方がある」としている。本能寺の変直後の家康書状で「三法師」のことを「若君様」と記していることは、通説的な「清須会議」がなくても「三法師」は「天下人たる織田家の家督を継ぐべき若君様」(前掲・渡邊大門『清須会議』、76頁)と家康クラスの大名に認知されていたことになる(もっともこの考え方には前掲・渡邊大門『清須会議』では否定的であるが)。どうして、その実態が明らかでない「小山評定」や「清須会議」(清須会議の場合は、その後、天下人になった羽柴秀吉が状況を常にリードした的な流れが描かれる)が通史としてまかり通っているのかというと、その後の歴史の流れを説明するうえで、非常に便利なアイテムだからであろう。

- (2) 藤井譲治「慶長五年の「小山評定」をめぐる」(『龍谷日本史研究』42号、龍谷大学日本史学研究会、2019年。後に、藤井譲治『近世初期政治史研究』、岩波書店、2022年、第一〇章「慶長五年の「小山評定」をめぐる」として収録)。
- (3) 拙稿「「小山評定」論争の最前線－家康宇都宮在陣説を中心に－」(『史学論叢』51号、別府大学史学研究会、2021年)。
- (4) 水野伍貴「水野勝成の家督相続と関ヶ原の役」(『十六世紀史論叢』17号、十六世紀史研究学会編集、歴史と文化の研究所発行、2022年)における(註28)。
- (5) 本多隆成「「小山評定」研究の現段階」(『静岡県地域史研究』12号、静岡県地域史研究会、2022年)。水野氏、本多氏より拙論に対して再批判をいただいたことに感謝したい。両氏による再批判に対しては、後日、稿を改めて検討させていただく所存である。
- (6) 高橋陽介「慶長五年七月中～下旬における福島正則等の動向について」(『城』233号、東海古城研究会、2022年)。
- (7) 本多隆成「「小山評定」と福島正則の動静」(『織豊期研究』23号、織豊期研究会、2021年)。
- (8) 渡邊大門『関ヶ原合戦全史－1582～1615』(草思社、2021年)。そのほか、大坂の陣については、渡邊大門『大坂の陣全史－1598～1616』(草思社、2024年)がある。
- (9) 日本史史料研究会監修・白峰旬編著『関ヶ原大乱、本当の勝者』(朝日新聞出版、2020年)。
- (10) 阿部哲人「慶長五年の戦局と最上義光」(『山形史学研究』45号〈特集:シンポジウム「最上義光の世界」〉、山形史学研究会、2016年。後に、竹井英文編著『最上義光』、戎光祥出版、2017年、第1部Ⅱ「慶長五年の戦局と最上義光」として収録)。
- (11) 菅原義勝「最上義光の戦い」(前掲・日本史史料研究会監修・白峰旬編著『関ヶ原大乱、本当の勝者』第1部第4章)。
- (12) 栗野俊之「関ヶ原合戦と奥羽大名－伊達政宗・最上義光を中心として」(栗野俊之『織豊政権と東国大名』、吉川弘文館、2001年)。

- (13) 大島正隆「慶長五年の奥羽諸侯－関ヶ原役の歴史的意義－」(大島正隆『東北中世史の旅立ち』、株式会社そしえて、1987年。この論文の初出は、『歴史地理』82巻5・6号、1943年)。
- (14) 遠藤ゆり子「慶長五年の最上氏にみる大名の合力と村町－大名家の有縁性と無縁性－」(藤木久志・蔵持重裕編著『莊園と村を歩くⅡ』、校倉書房、2004年)。細かい点で恐縮であるが、同論文(122頁)では「米沢(現山形県米沢市)城主上杉景勝方の(後略)」としているが、慶長5年の時点で上杉景勝の居城は会津若松城である。
- (15) 松尾剛次『最上氏三代一民のくたびれに罷り成り候ー』(ミネルヴァ日本評伝選)(ミネルヴァ書房、2021年)。以下、サブタイトルは省略する。
- (16) 栗野俊之『最上義光』(日本史史料研究会選書13)(日本史史料研究会、2017年)。
- (17) 北村太智「関ヶ原の戦い」と北国」(『織豊期研究』25号、織豊期研究会、2023年)。
- (18) 藤井譲治「前田利長と関ヶ原の戦い」(『石川県立歴史博物館紀要』27号、石川県立歴史博物館、2018年)。
- (19) 小林清治『奥羽仕置の構造－破城・刀狩・検地－』(吉川弘文館、2003年)。
- (20) 小林清治『奥羽仕置と豊臣政権』(吉川弘文館、2003年)。
- (21) 長谷川成一・西野隆次「九戸一揆と肥前名護屋への出陣」(『新編弘前市史』通史編2〔近世1〕、第1章第3節、41～79頁、弘前市、2002年)。
- (22) 長谷川成一『近世国家と東北大名』(吉川弘文館、1998年)。
- (23) 長谷川成一「奥羽大名の肥前名護屋在陣に関する新史料について一文禄二年五月「誓紙一卷」の紹介と若干の考察」(年報『市史ひろさき』10号、弘前市企画部企画課、2001年)。
- (24) 荒川善夫「三通の豊臣秀吉宛て誓紙紹介－朝鮮侵略戦争の一齣－」(『模索』40号、栃木県立今市高等学校、1999年)。前掲『模索』40号は栃木県立図書館で閲覧可能である。
- (25) 藤井譲治『徳川家康』(人物叢書)(吉川弘文館、2020年)。
- (26) 相田文三「徳川家康の居所と行動(天正10年6月以降)」(藤井譲治編『織豊期主要人物居所集成(第2版)』、思文閣出版、2017年)。
- (27) 野村玄『新説徳川家康－後半生の戦略と決断』(光文社、2023年)。
- (28) 図録『上杉景勝と関ヶ原合戦』(没後四〇〇年記念特別展)(米沢市上杉博物館、2023年)。
- (29) 前掲『新編弘前市史』通史編2〔近世1〕(第1章第3節「九戸一揆と肥前名護屋への出陣」、41～79頁)における「豊臣再仕置軍の奥州下向」、「九戸一揆の鎮圧」、「九戸一揆の意義」を参照。第1章第3節の執筆は長谷川成一氏・西野隆次氏。
- (30) 名古屋市博物館編『豊臣秀吉文書集』5(吉川弘文館、2019年、3699号文書)。
- (31) 前掲・名古屋市博物館編『豊臣秀吉文書集』5(3703号、3704号、3705号文書)。
- (32) 「(慶長5年)5月3日付伊王野資信宛宛徳川家康書状写」(中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、日本学術振興会、1959年、482頁)。拙稿「小山評定は歴史的事実なのか(その2)－拙論に対する本多隆成氏の御批判に接して－」(『別府大学大学院紀要』16号、別府大学、2014年)では、この文書について慶長6年に比定したが、本稿では訂正して慶長5年に比定する。

- 慶長5年の上杉討伐における徳川家康の軍事オプシオンについて－いわゆる「小山評定」の存否を考えるプロセスとして－
- (33) 前掲・土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』(723頁)によれば、「ヲツツケ、または、ヲツツケテ（追つ付け、または、追つ付けて）」とは「すぐさま、あるいは、遅滞なく」という意味である。
 - (34) 前掲・松尾剛次『最上氏三代』(108頁)。
 - (35) 前掲・菅原義勝「最上義光の戦い」でも「義光はこれより前の四月十日の晩に家康から呼び出され、会津の隣国ゆえ、すぐに山形へ戻り用意するように命じられている」と指摘されている。
 - (36) 『山形県史』資料編15上、古代中世史料1(山形県、1977年、458～459頁)。
 - (37) 「由利五人衆」とは仁賀保・赤尾津(小介川)・滝沢・打越・岩屋氏の五氏である(大石泰史編『全国国衆ガイド』、星海社、2015年、69頁)。
 - (38) 前掲・大石泰史編『全国国衆ガイド』(54～55頁)では「こうした勢力(引用者注：由利十二党)が戦国期を生き延び、豊臣秀吉から直接所領安堵の朱印状を得たということは、由利地方が戦国大名同士の勢力がぶつかりあう複雑な力関係の上で、諸氏が独立性を保っていたということの証でもある」と指摘されている。
 - (39) 『岐阜県史』史料編、古代・中世4(岐阜県、1973年、948～949頁)。
 - (40) 大西泰正「前田利長の戦い」(前掲・日本史史料研究会監修・白峰句編著『関ヶ原大乱、本当の勝者』第2部第9章)。
 - (41) 前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻(494頁)。
 - (42) 前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻(75頁)。
 - (43) 前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻(495頁)。つまり、前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻では、「6月1日付松平家信宛徳川家康下知状」について、天正19年の箇所と慶長5年の箇所に重複して掲載している。
 - (44) 前掲・藤井譲治『徳川家康』(148、209頁。巻末の「家康の居所・移動表」)。
 - (45) 前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻(505～506頁)。
 - (46) 前掲・相田文三「徳川家康の居所と行動(天正10年6月以降)」(前掲・藤井譲治編『織豊期主要人物居所所集成(第2版)』、120頁)。
 - (47) 藤井譲治「豊臣秀吉の居所と行動(天正10年6月以降)」(前掲・藤井譲治編『織豊期主要人物居所所集成(第2版)』、72頁)。
 - (48) 『新訂寛政重修諸家譜』11巻(続群書類従完成会、1965年、280頁)。
 - (49) 拙稿「慶長5年6月～同年9月における徳川家康の軍事行動について(その1)」(『別府大学紀要』53号、別府大学、2012年)において「6月2日付本多康重宛徳川家康下知状写(黒印状写)」、「6月1日付松平家信宛徳川家康下知状写(黒印状写)」、「6月2日付小笠原広勝宛徳川家康下知状写(黒印状写)」について慶長5年に比定したが、この点については訂正する。
 - (50) 『史料綜覧』巻13(東京大学出版会、1954年発行、1982年覆刻、223頁)。
 - (51) 『史料稿本』慶長5年6月6日条(<https://clioimg.hi.u-tokyo.ac.jp/viewer/image/idata/T38/1600/17-6-2/5/0045.tif>)。

- (52) 東京大学史料編纂所データベース検索 (<https://wwwap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/>) における「所蔵史料目録データベース (Hi-CAT)」で調べると、『伊佐早文書』の「書目データ」として「史料種別」は「影写本」、「原蔵者」は「伊佐早謙 (山形県米沢市)」、「撮影・複本作成」は「1904 - 09」、「形態」は「2 冊 (文書)」となっている。さらに、その影写本の内容を確認すると、戦国武将の書状の写を収録した影写本であることがわかる (影写本 2 冊の内、1 冊 (明治 37・39) は文書 76 点、もう 1 冊 (明治 40・42) は文書 39 点と「書目データ」に記載されている)。『伊佐早文書』の「原蔵者」である「伊佐早謙」については、米沢市の公式サイト (<https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/5857.html>) によれば、「伊佐早謙 (1858 - 1930) [いさはやけん] は「上杉家記録編纂所総裁を務め、県史編纂を担うなど山形の歴史研究の礎を築いた郷土史家」であり、「明治 23 年、上杉家記録編纂所総裁となります。米沢藩家臣団に残された古文書の収集や全国各地の史料採収を精力的に行い、米沢藩・上杉家の歴史研究に力を注ぎました。調査研究の成果は、「上杉家記」・「奥羽編年史料」をはじめとした膨大な著書や編集史料にまとめられ、現在でも米沢の歴史研究における基本文献となっています。」としている。
- (53) 東京大学史料編纂所データベース検索 (<https://wwwap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/>) における「所蔵史料目録データベース (Hi-CAT)」で調べると、『中沢文書』の影写本としては 5 種類の影写本を確認できるが、それぞれ原蔵者名が異なり、その内容も不明であるため、どの『中沢文書』が該当するのか特定できない。
- (54) 『愛知県史』資料編 13、織豊 3 (愛知県、2011 年、637 ~ 638 頁)。
- (55) 前掲『愛知県史』資料編 13、織豊 3 (637 頁)。
- (56) 『米沢市史』2 巻、近世編 1 (米沢市史編纂委員会、1991 年、78 頁) の「表 11 会津時代の支城と城主・城代」による。
- (57) 「申切 (もうしきる)」は「(「言い切る」の謙譲語) 断言申しあげる。はっきりと申しあげる。」という意味である (『日本国語大辞典 (第二版)』12 巻、小学館、2001 年、1222 頁)。
- (58) 通例では初陣は 10 代である (源頼朝の初陣は 13 歳、戦国時代甲斐国の武田氏の家臣の初陣は 16 歳であった (『国史大辞典』2 巻、吉川弘文館、1980 年、2 頁、「初陣 (ういじん)」の項、この項の執筆は石田祐一氏)。なお、秀頼は慶長 2 年に元服しているが (『国史大辞典』10 巻、吉川弘文館、1989 年、460 頁、「豊臣秀頼 (とよとみひでより)」の項、この項の執筆は朝尾直弘氏)、元服した年の年齢は異例に早く 5 歳 (数え年) であった。
- (59) 前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻 (497 ~ 498 頁) では、「六月十六日、家康は大坂城を発して伏見城に入った。(中略) 家康親衛軍は三千餘人、その部将は鏘々たる名臣揃ひであるけれど (後略)」としているが、「家康親衛軍」が「三千餘人」であることの史料的根拠は明示されていない。
- (60) 拙稿「豊臣七将襲撃事件 (慶長 4 年閏 3 月) は「武装襲撃事件」ではなく単なる「訴訟騒動」である—フィクションとしての豊臣七将襲撃事件—」(『史学論叢』48 号、別府大学史学研究会、2018 年)。
- (61) 前掲・土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』(642 頁) によれば、「テグレ (手切れ)」とは「蜂起すること、または、謀反」という意味である。
- (62) 「仰払」の解釈であるが、「言払 (いいはらう)」の意味として「相手の答えを待たないで、自分だけきつ

- 慶長5年の上杉討伐における徳川家康の軍事オプシオンについて－いわゆる「小山評定」の存否を考えるプロセスとして－
 ぱりと言って話をやめる」(『日本国語大辞典(第二版)』1巻、小学館、2000年、793頁)という意味がある
 のので「拒絶した」と解釈できる。
- (63) 前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻(解説の箇所、498～499頁)。
- (64) 前掲・土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』(144頁)によれば「コマ(高麗)」とは「朝鮮国」
 という意味である。
- (65) 前掲・土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』(260頁)によれば「ホンギ(本儀)」とは「本来の事、
 あるいは、正規の事」という意味である。ここでは、上杉討伐のために家康が東下することを指す。
- (66) 公益財団法人福島県文化振興財団編『直江兼続と関ヶ原』(戎光祥出版、2014年、39頁。この本の執筆は
 本間宏氏である)。
- (67) 『日本国語大辞典(第二版)』9巻(小学館、2001年、1366～1367頁)。
- (68) 前掲『国史大辞典』10巻(446頁、「土用の丑(どようのうし)」の項、この項の執筆は平山敏治郎氏)。
- (69) 『福島県の地名』〈日本歴史地名大系7〉(平凡社、1993年、1023～1024頁、「神指城(こうざしじょう)跡」
 の項)。
- (70) 神指城築城、及び、この書状(〔史料4〕)に関する考察は、今福匡『「東国の雄」上杉景勝－謙信の後継者、
 屈すれども滅びず』(株式会社KADOKAWA、2021年、189～193頁、205～206頁)についても参照さ
 れたい。
- (71) 「(慶長5年)6月13日付田島道閑・大塚権右衛門・今井少右衛門宛金森長近印判状写」(『岐阜県史』史料
 編、古代・中世補遺、岐阜県、1999年、228～229頁)。
- (72) 「小田原陣立書」〔伊達家文書〕仙台市博物館(名古屋市博物館編『豊臣秀吉文書集』4、吉川弘文館、2018年、
 2906号文書)の各兵力数を合計すると16万735騎になる。また、「小田原陣立書」〔伊達家文書〕仙台市
 博物館(前掲・名古屋市博物館編『豊臣秀吉文書集』4、2907号、2908号文書)の各兵力数を合計する
 と12万9760人になる。
- (73) 「(慶長5年)7月朔日付田中吉次宛石川康通書状写」(前掲『愛知県史』資料編13、織豊3、644頁)。
- (74) 前掲・相田文三「徳川家康の居所と行動(天正10年6月以降)」(前掲・藤井譲治編『織豊期主要人物居
 所集成(第2版)』、120頁)。
- (75) 前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻(499～500頁)。
- (76) 前掲『史料綜覧』巻13(228～229頁)。
- (77) 前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻(501～502頁、この軍法の原文書の写真是同書、496～497
 頁の間に掲載されている)。神崎彰利監修・下山治久編『記録御用所本・古文書』上巻(東京堂出版、2000年、
 188頁)。『信濃史料』補遺巻下(信濃史料刊行会、1969年、45～46頁)。加藤泰衡編『北藤録』〈伊予史
 談会双書第6集〉(伊予史談会編集・発行、1982年、121～122頁)。前掲『北藤録』収録の軍法は14ヶ条
 である。「本多忠敬所蔵文書」(『史料稿本』慶長5年7月7日条[[https://cloing.hi.u-tokyo.ac.jp/viewer/
 image/idata/T38/1600/17-6-3/7/0019.tif](https://cloing.hi.u-tokyo.ac.jp/viewer/image/idata/T38/1600/17-6-3/7/0019.tif)])。
- (78) 荒川善夫・新井敦史・佐々木倫朗編『戦国遺文』下野編、第3巻(東京堂出版、2019年、375～376頁)。

- (79) 天正 19 年の奥羽再仕置の時に豊臣秀吉が出した軍法も宛所の記載はない。そして、秀吉の署名はなく「朱印」のみである。(前掲・名古屋市博物館編『豊臣秀吉文書集』5、3703、3704、3705 号文書)。
- (80) 渡邊大門「関ヶ原合戦における軍法について」(『十六世紀史論叢』11 号、十六世紀史研究学会編集、歴史と文化の研究所発行、2019 年)。渡邊大門論文では、徳川家康の慶長 5 年 7 月 7 日付軍法のほか、佐竹義宣の慶長 5 年 7 月 15 日付軍法、井伊直政の(慶長 5 年) 7 月 15 日付軍法、上杉氏(上杉景勝の署判はないが上杉景勝に比定してよからう)の慶長 5 年 9 月 3 日付軍法、前田利長の慶長 5 年 8 月 2 日付軍法、細川忠興の慶長 5 年 6 月 16 日付軍法、中川秀成の慶長 5 年 9 月 19 日付軍法についてもそれぞれの条文内容を検討している。その意味では、渡邊大門論文は関ヶ原の戦い関係の軍法についての先駆的論文と評価できる。渡邊大門論文では、結論として「軍法は長い戦乱の歴史のなかで醸成されたもので、経験則などを踏まえて完成に至った。条文には共通する事項も見られるが、その大名家にしか見られない条文も散見される。共通性とは指揮命令系統の確認と命令順守を求めること、そして先駆け禁止を含めた行軍上の規則の徹底である。乱取りなどの行為も禁止された。(中略) 今後の課題としては、これら軍法の規定が実際に適用された例を確認することだろう。」と指摘されている。この指摘も重要である。なお、細かい点で恐縮であるが、渡邊大門論文では、上杉氏の慶長 5 年 9 月 3 日付軍法における 18 条の解釈で「虎口」を城の出入り口という意味で解釈しているように思われるが(勿論この解釈も可能とは思われるが)、「虎口(コグチ)」には「戦争の際の危険な戦闘、あるいは、衝突」(前掲・土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』141 頁。同書 316 頁では「陣頭(ヂンタウ)」の意味として「Coguchi(虎口)に同じ。衝突、または、戦闘の初め」としている。)という意味があるので、その意味において 18 条の解釈をする必要もあろう。また、渡邊大門論文では、中川秀成の慶長 5 年 9 月 19 日付軍法について、「改易された大友吉統が豊後に戻り、交戦状態になることを見越して制定されたものになろう」と指摘されているが、石垣原の戦いは 9 月 13 日であり、この軍法はその 6 日後になるので、佐賀関の戦い(10 月 3 日)に向けて制定されたものと思われる。
- (81) 「徳川秀忠大阪(ママ)(大坂カ)冬陣軍法書」(『伊達家文書之二』〈大日本古文書〉、東京帝国大学、1908 年、813 号文書)、「徳川秀忠軍法写」(『上杉家文書之三』〈大日本古文書〉、財団法人東京大学出版会、1963 年、1199 号文書)。
- (82) 慶長 5 年 7 月日付の軍法の第 13 条では「舟橋之儀」と記されているが、大坂冬の陣の時に徳川秀忠が出した軍法(前掲「徳川秀忠大阪(ママ)(大坂カ)冬陣軍法書」、『伊達家文書之二』〈大日本古文書〉、813 号文書、前掲「徳川秀忠軍法写」、『上杉家文書之三』〈大日本古文書〉1199 号文書)にも同様の条文があり、その条文では「舟渡之儀」(或いは「船渡之儀」と記されているので、「舟橋之儀」ではなく、「舟渡之儀」が正しいと思われる。
- (83) 前掲・名古屋市博物館編『豊臣秀吉文書集』5(3699～3705 号文書)。奥羽再仕置の時の陣立を公布した豊臣秀吉朱印状は、秀吉の署名はなく朱印のみである。宛所については、1 例(3699 号文書)のみ「羽柴尾張中納言殿」と記されているが、そのほかの陣立(秀吉朱印状)は宛所の記載はない。これは陣立書は軍法と同様に公に公布するものであるからであろう。軍法と陣立書をセットで発給する点については、藤

慶長5年の上杉討伐における徳川家康の軍事オプションについて－いわゆる「小山評定」の存否を考えるプロセスとして－田達生『戦国日本の軍事革命－鉄炮が一変させた戦場と統治』（中央公論新社、2022年、178頁）で「天正十二年の小牧・長久手の戦い以後、秀吉は麾下大名に対して軍法と陣立書をセットで発給するようになっていた」と指摘されている。慶長の役において、秀吉が軍法と陣立書をセットで発給した事例については、「（慶長2年カ）卯月八日付相良頼房宛村尾弥七書状」（『相良家文書之二』（大日本古文書）、800号文書）において、「仍當年御働ニ付て、御人数之御備之御書立、并、御軍法之御朱印、昨日爰元へ参着申候」と記されている事例がある。この場合、「御人数之御備之御書立」が陣立書であり、「御軍法之御朱印」が軍法である。

- （84）前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻（504頁）。
- （85）前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻（504頁）。
- （86）前掲・神崎彰利監修・下山治久編『記録御用所本・古文書』上巻（364～365頁）。
- （87）小和田哲男氏は「この二人（引用者注：中川市右衛門と津金修理亮）は、単なる使者ではなく、家康から最上家に送りこまれた軍監のような立場だったのではないと思われる」と指摘している（小和田哲男「関ヶ原合戦と最上義光－義光宛家康書状を読み解く－」、最上義光歴史館のサイト〔<http://mogamiyoshiaki.jp/?p=log&l=149802>〕）。
- （88）前掲・松尾剛次『最上氏三代』（112頁）。
- （89）前掲・日本史料研究会監修・白峰旬編著『関ヶ原大乱、本当の勝者』（105頁）。
- （90）前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻（507～508頁）。
- （91）「（慶長5年）7月7日付堀秀治宛徳川家康朱印状写」（前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、509頁）。
- （92）「旗本（はたもと）」には「麾下」という意味がある（『日本国語大辞典（第二版）』10巻、小学館、2001年、1165頁）。
- （93）田嶋悠佑「溝口秀勝試論－与力関係を中心に－」（前掲『十六世紀史論叢』17号）。
- （94）前掲・北村太智「「関ヶ原の戦い」と北国」では、「（慶長5年）7月7日付最上義光宛徳川家康書状写」、「（慶長5年）7月7日付屋代勝永宛徳川家康条書写」から「奥羽諸將を取りまとめる最上の上に総大将として位置づけられた利長、という構造になっている」と指摘されている。
- （95）前掲・北村太智「「関ヶ原の戦い」と北国」では、「家康は利長に対して、会津以北の上杉領を制圧してから、会津への進軍を求めていたことがわかる（庄内も制圧対象であった可能性もあるが、推測にとどめておく）。つまり利長は、会津以北から「北国之人数」（【史料3】〔引用者注：「（慶長5年）7月7日付最上義光宛徳川家康書状写」〕）を率いて進軍する北国軍総大将という役割が与えられた。」と指摘されている。
- （96）大西泰正『前田利家・利長－創られた「加賀百万石」伝説』（平凡社、2019年、292頁）では「金沢の利長もこれに呼応して、北国筋から米沢（山形県米沢市）を経て会津へ攻め入ることになっていた（「歴代古案」）。」、大西泰正「前田利長の戦い」（前掲・日本史料研究会監修・白峰旬編著『関ヶ原大乱、本当の勝者』、212頁）では「利長もまた、家康＝豊臣政権の指示に従って会津攻めの部署につく。最上義光^{もがみよしあき}を先手として出羽米沢（山形県米沢市）へ進出、北方から上杉方に攻めかかる手筈であった（「歴代古案」）。」と指摘されている。

- (97) 前掲・北村太智「「関ヶ原の戦い」と北国」では、「利長は家康から北国軍総大将の地位を与えられ、越後の諸大名と出羽の大名最上義光を指揮下に置くことになった」と指摘されていて、堀秀治は前田利長の指揮下に入った、という認識を示している。しかし、「(慶長5年)7月7日付屋代秀正宛徳川家康朱印状写」(本稿の〔史料6〕の下線c)によれば、堀秀治は前田利長とは別ルートの攻め口である津川口からの出陣を家康から命じられているので、前田利長の指揮下に入ったとは本稿では見なさない。
- (98) 「(慶長5年)7月23日付最上義光宛徳川家康書状写」(前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、522頁)。
- (99) 田嶋悠佑「堀秀治論」(『研究論集歴史と文化』7号、歴史と文化の研究所、2021年)では「六月には家康も出陣し(引用者注:家康が大坂城を出陣したことを指す)、堀秀治は阿賀野川沿いに上杉家領の会津へ攻め込む予定だったとされるが、準備の様子などについては定かではない。(中略)七月十七日に豊臣家の奉行衆が「内府違いの条々」を出す事態は大きく変わった。秀治の進軍も中止となったが、反対に上杉家が軍勢を差し向け、領外への侵攻を開始したのである。」(下線引用者)と指摘されている。
- (100) そもそも家康が前田利長に対して出陣を命じた書状が加賀藩に伝存していない。本来であれば、7月7日付で家康が出羽の諸将に対して出したように(前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、506頁など)、7月21日に家康の(江戸からの)出陣が決まったので「米沢表」へ参陣するように命じた書状を前田利長に対して出したはずであるが、その書状が加賀藩に伝存していない理由について検討する必要がある。なお、前掲・藤井譲治「前田利長と関ヶ原の戦い」では、「七月七日以前に家康と利長の間で、上杉攻めの体制が打ち合わされていた可能性もあるが、少なくとも利長に対しても家康の出陣が七月二十一日に定まったことを知らせるとともに、利長への出陣要請がなされたと推測しうる。こうした家康からの要請が、いつ利長の許に届いたかを明確にしえないが、他の事例からすれば七月半ばには届き、それに従って利長は出陣したと考えられる。」(下線引用者)と指摘されている。そして、前掲・藤井譲治「前田利長と関ヶ原の戦い」では、「慶長五年八月一日付で、小松城主丹羽長重が上方にいた堀平八等に送った書状」(「坂井文書」、『増訂加能古文書』)を論拠として、「利長は、会津表へ向かい春日山かあるいはその近くまで軍を進めていたことになる。いつ出陣したか、いつ金沢に戻ったのかは確定できないが、利長は金沢を出て、会津表へ出陣したという新たな事実が確認できる。」(下線引用者)と指摘されている。
- (101) 「古文書集」(前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、505頁)。
- (102) 『寛永諸家系図伝』第2(続群書類従完成会、1980年、55頁)。
- (103) 神崎彰利監修・下山治久編『記録御用所本・古文書』下巻(東京堂出版、2001年、382頁)。前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻(505頁)において「書上古文書」とあるのは前掲・神崎彰利監修・下山治久編『記録御用所本・古文書』下巻(382頁)のことを指すと考えられる。
- (104) 前掲『新編弘前市史』通史編2(近世1)(第1章第3節、62頁)には「信直の取次を果たしている前田利家」という記載がある。
- (105) 『日本国語大辞典(第二版)』9巻(小学館、2001年、982～983頁)。
- (106) 前掲・土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』(466頁)によれば、「ニンジュ(人数)」とは「人々の数、または、大勢の人々・軍勢」という意味である。

- 慶長5年の上杉討伐における徳川家康の軍事オブションについて－いわゆる「小山評定」の存否を考えるプロセスとして－
- (107) 「秋田家相伝文書」(『青森県史』資料編、中世2、青森県、2005年、35頁、773号文書)。前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻(506頁)も同じ。〔史料8〕に「猶田中清六可申候」とあるが、村上直「初期豪商田中清六正長について」(『法政史学』20号、法政大学史学会、1968年)では田中清六について「清六は、秀吉時代より、北奥羽の事情に精通し、鷹買商人としてよりも、隠密的な活動が注目されているが、それにもまして、初期豪商として、諸侯の財政に直接、関係していることは、とくに軍事的にも家康の奥州支配にとって最適の使者であったことはいままでもない」と指摘されている。田口五左衛門著・常葉金太郎校訂『出羽国最上郡新庄古老覚書』(臨川書店、1918年発行、1998年復刻、33～34頁)には「京都の鷹屋清六は今京都の田中彦兵衛先祖也。(中略)源勝院様(引用者注：戸沢政盛〔出羽新庄藩主〕)御代に田中清六に知行六百石被成下(中略)今も田中彦兵衛には扶持方被下候也。昔の鷹屋清六は羽州へ鷹調に登り下り致し、東照宮三州に御座候時より御存の者にて慶長の頃猶以て此方専一の御用承はり候者也、」と記されていて、田中清六について「京都の鷹屋」、「昔の鷹屋」としている。前掲『出羽国最上郡新庄古老覚書』収載の「田中宗親書上」(337頁)「宗親(そうしん)」は「本宗たる家筋。本家。宗家。また、親族。一族。」という意味である(『日本国語大辞典(第二版)』8巻、小学館、2001年、273頁)には「関ヶ原の陣立の談合の使常秀(引用者注：田中清六を指す)にて候事(この文書は承応3年7月付のもの)、「其後青野原の陣(引用者注：関ヶ原の戦いを指す)の談合諸大名へ使を申候は清六にて候、大坂にて御談合の人衆本田(本多^{ママ})佐渡守村越茂助清六にて候、其内餘も定て可有之候半哉、其後東へ御下りの時清六は御供申立申候(この文書は年号月日は不詳であり、六角兵部〔＝六角氏郷)に提出されたものである」と記されている。なお、「田中宗親書上」におけるこれらの箇所は、前掲・村上直「初期豪商田中清六正長について」でも引用されている。
- (108) 前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻(506頁)。
- (109) 『山形県史』資料編15下、古代中世史料2(山形県、1979年、583頁)。
- (110) ただし、前掲・北村太智「関ヶ原の戦い」と北国)では「会津出兵における南部氏への家康の指示はまだ検討の余地がある」としている。こうした点は一定程度考慮する必要があるかもしれない。
- (111) 「小介川孫次郎」は、前掲〔史料5〕の下線bにおける「赤津(赤尾津^{ママ}カ)」と同一人物である。
- (112) 前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻(507頁)。
- (113) 前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻(509～510頁)。
- (114) 前掲・土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』(50頁)によれば「バンテ(番手)」とは「順番に交代して警備につく人々」という意味である。
- (115) 前掲・名古屋市博物館編『豊臣秀吉文書集』5(3699号文書)。
- (116) 前掲・阿部哲人「慶長五年の戦局と最上義光」。
- (117) 前掲・菅原義勝「最上義光の戦い」。
- (118) 前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻(522頁)。
- (119) 前掲・菅原義勝「最上義光の戦い」。
- (120) 阿部哲人「関ヶ原合戦と奥羽の諸大名」(高橋充編『東北近世の胎動』(東北の中世史5)、吉川弘文館、2016年)。

- (121) 前掲『史料綜覧』巻13（慶長6年8月24日条、305頁）。
- (122) 前掲『寛永諸家系図伝』第2（58頁）。中村孝也『徳川家康文書の研究』下巻之一（日本学術振興会、1960年、76～77頁）、前掲・神崎彰利監修・下山治久編『記録御用所本・古文書』下巻（384～385頁）も同じ。ただし、一部の人数や人名などに異同がある。
- (123) 前掲『寛永諸家系図伝』第2（58頁）。
- (124) 前掲・栗野俊之『最上義光』（239頁）では、この家康朱印状について「ここに記された二万六千六百五十人の軍勢は、上杉領の庄内請取に際する軍役と考えられるが、現実にはすでに最上義光は庄内を領有していた。（中略）この朱印状は最上義光の庄内領有を追認し、正式に庄内を加増したものとみることができる。」と指摘されている。
- (125) 前掲・大西泰正「前田利長の戦い」では「利長もまた、領地を多少は増やしたが、「大老」の地位を失った点では、関ヶ原の敗者上杉景勝や毛利輝元と変わるところがなかった」と指摘されている。
- (126) 最上義光については、通説では24万石であるが、豊臣時代については13万石説もある（前掲・松尾剛次『最上氏三代』、79頁）。
- (127) 同上。
- (128) 〔史料4〕の下線eにあるように、なかなか会津攻めの陣立ができない、という点は現実問題としてそのまま帰結したことになる。
- (129) 豊臣政権時代の前田利家の軍役人数として8000人〔「肥前名護屋在陣衆」、「(天正19年)7月22日付豊臣秀吉朱印状写」、前掲・名古屋市博物館編『豊臣秀吉文書集』5、3710号文書〕、7000人〔「もくそ城とりまき候衆」、「文禄2年3月10日付豊臣秀吉朱印状写」、『豊臣秀吉文書集』6、吉川弘文館、2020年、4493号文書〕という事例がある。ここでは軍役人数が多い8000人を採ることとする。
- (130) 豊臣政権時代の徳川家康の軍役人数として3万騎〔小田原陣立書「(天正17年)霜月廿口日付」、前掲・名古屋市博物館編『豊臣秀吉文書集』4、2906号文書〕、2万人〔小田原陣立書、前掲・名古屋市博物館編『豊臣秀吉文書集』4、2907号文書〕、3万人〔「山中城取巻衆」、前掲・名古屋市博物館編『豊臣秀吉文書集』4、2912号文書〕、1万5000人〔「肥前名護屋在陣衆」、「(天正19年)7月22日付豊臣秀吉朱印状写」、前掲・名古屋市博物館編『豊臣秀吉文書集』5、3710号文書〕、5000人〔「渡海人数」、「(天正19年)7月22日付豊臣秀吉朱印状写」、前掲・名古屋市博物館編『豊臣秀吉文書集』5、3711号文書〕という事例がある。ここでは軍役人数が多い30000人を採ることとする。
- (131) 小田原陣立書「(天正17年)霜月廿口日付」（前掲・名古屋市博物館編『豊臣秀吉文書集』4、2906号文書）。
- (132) 小田原陣立書「(天正17年)霜月廿口日付」（前掲・名古屋市博物館編『豊臣秀吉文書集』4、2906号文書）。
- (133) 前掲・土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』（554頁）。
- (134) 前掲・土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』（311頁）では「グン（軍）」の意味として「この語はこれだけ単独では用いられないで、複合して用いられる。例、（一軍、二軍）一隊、二隊に属する軍勢の一定の兵員数」（下線引用者）としている。このように、一軍、二軍（一隊、二隊）＝備について定員数（「一定の兵員数」）というとらえ方をしている点に注意したい。

- 慶長5年の上杉討伐における徳川家康の軍事オブションについて－いわゆる「小山評定」の存否を考えるプロセスとして－
- (135) 豊臣政権時代の上杉景勝の軍役人数として 5000 人〔「肥前名護屋在陣衆」、「(天正 19 年) 7 月 22 日付豊臣秀吉朱印状写」、前掲・名古屋市博物館編『豊臣秀吉文書集』5、3710 号文書〕、3000 人〔「渡海人数」、「(天正 19 年) 7 月 22 日付豊臣秀吉朱印状写」、前掲・名古屋市博物館編『豊臣秀吉文書集』5、3711 号文書〕、5000 人〔「もくそ城とりまき候衆」、「文禄 2 年 3 月 10 日付豊臣秀吉朱印状写」、前掲・名古屋市博物館編『豊臣秀吉文書集』6、4493 号文書〕という事例がある。ここでは軍役人数が多い 5000 人を採ることとする。
- (136) 「内府ちかひの条々」(「筑紫文書」、『新修福岡市史』資料編、中世 1、福岡市、2010 年、1019～1020 頁)。
- (137) 水野伍貴「加賀征討へ向かう動静の再検討－会津征討との対比を通して－」(前掲『十六世紀史論叢』11 号) では「会津征討は通説どおり家康の一存で決められたとみることができ、「公戦」という体裁をとりながらも、私戦に近いものであったといえる」と指摘されている。この指摘では、会津征討について「私戦に近いもの」という見解であるので、家康の「私戦」とは断定していないことになる。
- (138) 前掲・土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』(670～671 頁) によれば、「トタウ、または、タウルイ (徒党、または、党類)」とは「悪事や乱暴をしでかすために、危険に身をさらし、心を合わせている大勢のならず者どもの仲間」という意味である。この意味からすると、石田三成は家康に対して同格とは見なさず、激しく罵倒していることがわかる。
- (139) 「(慶長 5 年) 7 月晦日付真田昌幸宛石田三成書状」(米山一政編『真田家文書』上巻、長野市、1981 年発行、2005 年改訂、51 号文書) では「長岡越中儀、大閣様御逝去已後、彼仁を徒黨之致大將、國乱令雜意本人ニ候間 (後略)」(下線引用者) と記されているが、この文中における「彼仁」とは家康を指す。藤澤直枝編『真田文書集』(象山社、1930 年発行、1978 年復刻、53～57 頁) 収載の「(慶長 5 年) 7 月晦日付真田昌幸宛石田三成書状」では「長岡越中儀、太閣様御逝去以後、彼仁第一徒黨之致大將國乱令雜意本人之間 (後略)」(下線引用者) と記されていて、若干文言が異なっている。
- (140) 伊達政宗は家康が上杉討伐を中止したあと、勝手に私戦として、7 月 24 日、上杉方の白石城を攻略・奪取したが(前掲『史料綜覧』巻 13、慶長 5 年 7 月 24 日条、237 頁)、伊達政宗は最初から家康の上杉討伐の軍事スキームには入っていない。なぜなら家康は伊達政宗に対して上杉討伐を命じる書状も中止を命じる書状も出してないからである。
- (141) 前田利長、堀秀治のような大身の大名は、そもそも国許を出陣したのかどうか、という問題があり(ただし、上述したように、前掲・藤井讓治「前田利長と関ヶ原の戦い」では、前田利長は「金沢を出て、会津表へ出陣したという新たな事実が確認できる」としている)、たとえ国許から出陣したとしてもどこまで進軍していたのかは不明である。
- (142) 「(慶長 5 年) 7 月 23 日付最上義光宛徳川家康書状写」(前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、522 頁)。

表 1

奥羽再仕置（天正 19 年）と上杉討伐（慶長 5 年）の共通点と相違点

	奥羽再仕置（天正 19 年）	上杉討伐（慶長 5 年）
①陣立（戦闘序列）の発出	○	×
②進軍ルート of 指定	○	○
③進軍ルート上にある諸城に番手を入れる	○	○
④東国（奥羽・北国・北関東）の諸大名だけを動員	○	△（注 1）
⑤越後の大名と出羽衆を同陣にする	○	×
⑥軍法の発出（陣立と同日付）	○	△（注 3）

（注 1）（慶長 5 年）7 月 7 日付の徳川家康書状による会津表への出陣の命は、北関東の諸将に対しては出されていないので、その点は注意する必要がある。

（注 2）堀秀治（越後春日山城主）は出羽諸将とは別ルートの津川口から出陣するように家康から命じられた。

（注 3）上杉討伐の場合、軍法は発出されたが、陣立は発出されていない。

表 2
徳川家関係の軍法

軍法	年月日	条数	発給者	宛所	書止文言	原写	典拠	備考
小田原陣軍法	天正18年2月吉日	13ヶ条	徳川家康 〔「家康御判」〕	記載なし	～者也	写	浅野家文書（注1）	（注2）
小田原陣軍法	天正18年2月	15ヶ条	徳川家康 〔「御判」〕	記載なし	～者也、仍如件	写	記録御用所本・古文書 （注3）	
小田原陣軍法	天正18年2月吉日	15ヶ条	徳川家康 〔「花押」〕	鳥居彦右衛門 尉殿	～者也、仍如件	原	鳥居家文書（注4）	
上杉討伐軍法	慶長5年7月7日	15ヶ条	徳川家康 〔「印〔忠恕」〕〕	記載なし	～者也	原	友部文書（注5）	
上杉討伐軍法	慶長5年7月7日	15ヶ条	徳川家康 〔「御朱印」〕	記載なし	～者也	写	記録御用所本・古文書 （注6）	
上杉討伐軍法	慶長5年7月7日	15ヶ条	徳川家康 〔「御朱印」〕	記載なし	～者也	写	古文書（内閣文庫所蔵） （注7）	
上杉討伐軍法	慶長5年7月7日	14ヶ条	徳川家康 〔「家康公御朱印」〕	記載なし	～候也	写	北藤録（注8）	
上杉討伐軍法	慶長5年7月7日	15ヶ条	徳川家康 〔「印〔影写」〕〕	記載なし	～者也	写	本多忠敬所蔵文書（注9）	
関ヶ原の戦いカ軍法	慶長5年7月日	14ヶ条	徳川家康 〔「家康」〕	記載なし	～者也、仍如件	写	創垂可継（注10）	
大坂冬陣軍法	慶長19年10月16日	11ヶ条	徳川秀忠 〔「秀忠黒印」〕	記載なし	～者也	原	伊達家文書（注11）	
大坂冬陣軍法	慶長19年10月16日	11ヶ条	徳川秀忠 〔「御黒印」〕	記載なし	～者也	写	上杉家文書（注12）	

(注 1) 『浅野家文書』(大日本古文書)(財団法人東京大学出版会、1906 年発行、1979 年覆刻、18 号文書)。

(注 2) 末尾には「御家中組頭物頭衆へ一通つゝ被下候也」と記されている。

(注 3) 神崎彰利監修・下山治久編『記録御用所本・古文書』上巻(東京堂出版、2000 年、452～453 頁)。

(注 4) 中村孝也『徳川家康文書の研究』上巻(日本学術振興会、1958 年、762～764 頁)。

(注 5) 中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻(日本学術振興会、1958 年、501～502 頁)。この軍法の写真は、同書 496 と 497 頁の間に掲載されている。史料名は、同書 502 頁では「友部文書」、この軍法の写真下の記事では「友部重太郎氏所蔵」としている。

(注 6) 前掲・神崎彰利監修・下山治久編『記録御用所本・古文書』上巻(188 頁)。この文書(軍法)は、「屋代左衛門尉勝永拝領、同求馬忠良書上、東照宮御料物」(前掲・神崎彰利監修・下山治久編『記録御用所本・古文書』上巻、185 頁)という文書群に含まれるので、屋代勝永(秀正)が家康から拝領した軍法ということになる。『信濃史料』補遺巻下(信濃史料刊行会、1969 年、45 頁)の慶長 5 年 7 月 7 日条には「七日、徳川家康、信濃ノ人屋代秀正(勝永)ヲ前田利長・堀秀治等ニ遣ハシ、軍令ヲ傳ヘシム」という細文があり、同日条では慶長 5 年 7 月 7 日付の軍法を収録している。前掲『信濃史料』補遺巻下におけるこの軍法の史料典拠は「〔古文書〕○東京都 内閣文庫所蔵」と記載されているので、この「古文書」は『記録御用所本・古文書』(国立公文書館内閣文庫所蔵)を指すことは明らかである。前掲『信濃史料』補遺巻下(45 頁)の網文によれば、屋代秀正(勝永)は家康の命により前田利長・堀秀治等に遣されて、この軍法を伝えたことになる。この軍法は 15 ケ条であり、他の同日付軍法(上掲の「友部文書」、下掲の「北藤録」、「本多忠敬所蔵文書」の各軍法)と比較すると、第 10 条の条文が異なっている。前掲・神崎彰利監修・下山治久編『記録御用所本・古文書』の軍法の第 10 条は「於敵地、男女不可乱取事」であるのに対して、他の同日付軍法(上掲の「友部文書」、下掲の「北藤録」、「本多忠敬所蔵文書」の各軍法)の第 10 条は「持鎧ハ軍役之外たるの間、長柄を差置もたす事堅停止之、但長柄之外もたしめは、主人馬廻に可為意丁事」という条文になっている。このように、前田利長・堀秀治等に出した軍法で第 10 条の条文を変えているのは、家康が麾下の部隊に出した軍法と他大名に出した軍法の違いに起因するのかもしれないが、この点の検討は今後の課題としたい。

(注 7) 前掲『信濃史料』補遺巻下(45～46 頁)。

(注 8) 加藤泰翁編『北藤録』(伊予史談会双書第 6 集)(伊予史談会編集・発行、1982 年、121～122 頁)。

(注 9) 『史料稿本』慶長 5 年 7 月 7 日条(<https://cloimng.hi.u-tokyo.ac.jp/viewer/view?idata/T38/1600/17-6-3/7/0019?m=all&s=0019>)。

(注 10) 荒川善夫・新井敦史・佐々木倫朗編『戦国遺文』下野編、3 巻(東京堂出版、2019 年、375～376 頁)。

(注 11) 『伊達家文書之二』(大日本古文書)(東京帝国大学、1908 年、813 号文書)。

(注 12) 『上杉家文書之三』(大日本古文書)(財団法人東京大学出版会、1963 年、1199 号文書)。

※小田原陣軍法(天正 18 年 2 月吉日付)、上杉討伐軍法(慶長 5 年 7 月 7 日付)の各条文内容の摘要については、藤井謙治『徳川家康』(吉川弘文館、2020 年、128～129 頁、207～208 頁)に記載されているので参照されたい。

表 3

慶長6年の上杉討伐の軍事動員計画

(『寛永諸家系図伝』第2(注1))

戦闘序列	史料上の表記	実 名	軍役人数	軍役基準 (注2)	本役など	所 領	石 高
一番	南部信濃守	★南部利直	5000 人	5 人	本役	陸奥・盛岡	10 万石
二番	戸沢九郎五郎 本堂源七郎 六郷兵庫頭	★戸沢政盛 ★本堂茂親 ★六郷政乗	2200人 400人 300人	5.5 人 1.5 人 6 人	本役 三分一役 本役	出羽・角館 出羽・本堂 出羽・仙北	4 万石 2 万 6000 石 5000 石
三番	秋田藤太郎 赤尾津孫次郎 仁賀保兵庫頭 瀧澤刑部(「少輔」脱カ) 内(打カ)越孫太郎 岩屋右兵衛	★秋田実季 ★赤尾津孫次郎 ★仁賀保孝誠 瀧沢政道 打越光隆 岩屋朝繁	2650人 205人 185人 110人 60人 40人	5.1 人 4.8 人	本役 本役	出羽・久保田 出羽・由利 出羽・由利 出羽・由利 出羽・由利 出羽・由利	5 万 2000 石 ? ? ? 1250 石 ?
四番	最上修理大夫	最上義康 (★最上義光の人数を含む)	6500 人	5 人 2.7 人	本役(注3) 半役(注4)	出羽・山形	13 万石、或いは、24 万石
五番	越後侍従 村上周防守 溝口伯耆守	★堀秀治 ★村上義明 ★溝口秀勝	6000人 1800人 1200人	1.3 人 2 人 2 人	三分一役 三分一役 三分一役	越後・春日山 越後・本庄 越後・新発田	45 万石 9 万石 6 万石
合計			26650 人				

【凡例】

■…仙北衆(出羽国内)

●…由利五人衆(出羽国内)

★…(慶長5年)7月7日付の上杉討伐の動員計画(会津表への出陣を命じた7月7日付徳川家康書状)に名前がある者

(注1)「慶長6年8月24日付徳川家康朱印状写」(『寛永諸家系図伝』第2、続群書類従完成会、1980年、58頁)の記載内容をもとに表3を作成した。

(注2)軍役基準は、石高と軍役人数の関係から算出した(小數点第二位を四捨五入)。100石あたり5人役を本役として、半役、三分一役を決定した。

(注3)13万石の場合。

(注4)24万石の場合。

【補論①】

慶長 5 年 (1600) の上杉討伐に関係する新出史料として、「(慶長五年) 七月十九日付齋村左兵衛尉宛細川幽齋書状」(補注 1) を以下に紹介する (下線引用者)。

e 猶々彼同類之者、被相糺可然存候、已上

a 乍御報委細示預、麻植吉左衛門者林勝介被返付候、先以畏入候、b 上杉之者共慾^(ママ) (慾カ) 所行、不及是非儀候、

c 於其段懸御目申談候ハヽ能可相聞候、d 其時尚有様可被仰付候、万事、期其刻候、恐々謹言

幽齋

七月十九日

玄旨 (花押)

齋村左兵衛尉殿

f 御返報

この書状は、大山崎町歴史資料館所蔵史料であり、『大山崎町歴史資料館館報』21 号に、この書状の写真、活字翻刻と福島克彦氏による解説が収録されている。よって、その解説の要点を以下にまとめる。

- (1) この書状は、大山崎町歴史資料館が平成 25 年度 (2013 年度) に購入した史料である。
- (2) この書状は、軸装された書状であり、法量は本紙縦 29.7cm、横 47cm である。軸装されているが、折紙の形状を残した状態になっている。
- (3) この書状は、現在報告事例が見出せず、新出と考えられる。幽齋の花押は、やや擦れが多い観があるが、内容などから脚色や創作された書状とは考えにくい。
- (4) この書状の署名は「玄旨」であり、肩書部分に「幽齋」と記している。
- (5) この書状のように、「玄旨」の右上に「幽齋」と署名する事例は、慶長 5 年 7 月 29 日付「古今伝授証明状案」、同年と推定される 10 月 23 日付細川内記忠利宛書状などでも見出せる。
- (6) この書状の宛名の齋村左兵衛尉については、播磨赤松氏傍流の広英のことであり、比較的豊臣権力に近い大名であった。
- (7) 齋村広英は、関ヶ原合戦に際しては、西軍に属し、幽齋の籠る田辺城の攻城軍に加わった。しかし、合戦後、徳川家康から切腹を命じられた。
- (8) この書状中に出てくる麻植吉左衛門は、麻植^{おえ}の名字からして阿波出身の家と考えられる。麻植吉左衛門は、幽齋の家臣であったと思われる。
- (9) 『綿考輯録』によれば、当時の幽齋の家臣に「麻生吉右衛門」という人物がいる。この「麻生」は「麻植^(ママ)」と「(の)カ」転訛と考えられる。
- (10) 内容としては、最初に麻植吉左衛門方の林勝介を「返付」したことに謝意を表している。
- (11) その上で、まず目を引くのが「上杉之者共慾所行、不及是非儀候」という文言である。猶々書の「彼同類」を糺すべきという内容も、この上杉氏のことと考えられる。ならば、上杉方の「所行」を厳しく批判的な口調で記しているものと推定される。

慶長5年の上杉討伐における徳川家康の軍事オプションについて－いわゆる「小山評定」の存否を考えるプロセスとして－

- (12) 上杉氏に対する糾弾とすれば、慶長5年5月、上杉景勝が徳川家康に反旗を翻した時期が考えられる。
- (13) (7月)18日には大坂方が幽斎に対して、幽斎の籠る田辺城を攻囲すると告げている(『綿考輯録』)。この書状は、こうした関ヶ原合戦の前哨戦という緊迫した状況下で出されたものと推定される。
- (14) この書状では「上杉之者共惣所行」と述べ、あくまでも上杉景勝の問題を取り上げているが、攻め手の大坂方については、ここでは話題としていない。幽斎は、相手の広英に対して、お目に懸かり、相談できれば、いろいろと聞いた情報を聞きたいとしている。すべてのことは、その会う刻にとして結んでおり、多くを語っていない。
- (15) このように攻め手を刺激しない一方で、猶々書に「彼同類」を糺すべきとも記しており、上杉方に服属する者に対して、毅然とした態度を取ろうとする姿勢も示している。斎村広英は、結果的に攻め手となるが、当初は、こうした音信が交わせる関係であったことがわかる。この時期とすれば、「返付」された林勝介も、こうした交渉に入った使者だった可能性がある。

以上のような、福島克彦氏によるこの書状の内容解釈は、一つの解釈として立派な御見解と思われるが、以下に、この書状の内容について私見を若干述べてみたい。

- [1] この書状の内容からすると、この書状の日付である(慶長5年)7月19日の時点では、細川幽斎(この書状の発給者)と斎村広英(この書状の受給者〔宛所〕)の関係は良好な関係であり、細川幽斎は直接、斎村広英に会おうとしていたことがわかる。ちなみに、慶長5年の時点で、細川幽斎は67歳、斎村広英は39歳である(数え年)。
- [2] この書状は7月19日付であるが、大坂三奉行(増田長盛・長束正家・徳善院玄以)が「内府ちかひの条々」を出した2日後(＝翌々日)にあたる。ただし、この書状の内容からすると、細川幽斎は7月19日の時点(＝この書状の日付)でそのこと(＝「内府ちかひの条々」が出されたこと)を知っていなかった可能性が高い。
- [3] この書状の宛所である斎村広英は、慶長5年11月28日に徳川家康の命により自害しているので(補注2)、この書状は慶長6年以降ということはある得ない。なお、斎村広英の自害の理由については「慶長五年関ヶ原の役のときは西軍に応じ、田辺攻城に参加したが(宮村大学覚書、他)、味方主力の敗戦後、亀井茲矩によって東軍に降り、亀井の懇請によって協力して因幡鳥取城(城主宮部長熙)を攻撃したが、城下を焼払ったというので家康から自殺を命ぜられた。」(下線引用者)(補注3)とされているが、家康が自害を命じるほど斎村広英を敵視した本当の理由は、斎村広英の立ち位置が「比較的豊臣権力に近い大名であった」(上記の福島克彦氏による解説)ことによるものと考えられる。
- [4] 豊臣公儀による田辺城攻めの軍勢の発向は7月19日であり、翌日(7月20日)に丹後国内に到着したと仮定すると、丹後田辺城攻囲戦(田辺城籠城戦)は7月21日から開始されたと思われるが、この書状では田辺城攻囲戦(田辺城籠城戦)については全く触れられていないので、7月19日の時点では細川幽斎は田辺城攻めの情報を把握(察知)していなかったことになる(補注4)。
- [5] 下線fに「御返報」とあることから、それ以前(7月19日より以前)に斎村広英から細川幽斎に出した書状が存在し(ただし、その書状は伝存しない)、この書状はそれに対する返信であることがわかる。下線aの内容からすると、細川幽斎の家臣である麻植吉左衛門配下の林勝介がそれ以前(7月19日より以前)に斎村

広英のところへ使者として遣わされ、林勝介が齋村広英からの書状を持って返されたことに対して礼を述べていることがわかる。

〔6〕下線bの「上杉之者共」を上杉景勝（とその軍勢）と解釈すると、下線bは、「上杉之者共」（＝上杉景勝）の「慾^(ママ)（恣カ）所行」は「不及是非儀候」としている。この場合の「慾^(ママ)（恣カ）所行」とは、上杉景勝が反徳川家康のスタンスで上洛要請に応じない態度を指しているのであろうか。「上杉之者共」（＝上杉景勝）（補注5）の「慾^(ママ)（恣カ）所行」という表現は、上杉景勝の動向に対して、細川幽斎の憤怒^{ふんぬ}の感情（＝敵対視）をストレートに表現した文言と受け取れる。「不及是非儀候」というのは、家康による上杉討伐の発動はやむを得ない、というように解釈できる。

〔7〕下線cにおける「其段」が上杉討伐を指すとすれば、細川幽斎が齋村広英と直接会って、上杉討伐（の進行状況）について詳しく聞きたい、という解釈になる。下線dは、その時（＝細川幽斎が齋村広英と直接会った時）、「有様」について命じてほしい、としているが、これは、細川幽斎にも上杉討伐に加わるように命じてほしい、という意味であろうか。こうした点について、細川幽斎が齋村広英と協議したのは齋村広英が、「比較的豊臣権力に近い大名であった」（上記の福島克彦氏による解説）ことによるものと考えられる。

〔8〕下線eにおける「彼同類之者」というのは、上杉景勝に与同する大名（具体的には上杉景勝に同調している東国大名か？）という意味に受け取れる。とすると、下線eにおける「被相糺可然存候」とは上杉景勝に与同した大名も上杉討伐の対象に含めるべきである、というように解釈できる。

このように、この書状の内容は、上杉討伐に対する細川幽斎の見方がわかる、という意味において、上杉討伐に関係する新出史料としてその意義は非常に大きいと評価できる。慶長5年7月19日の時点（＝この書状の日付）における、細川幽斎の上杉景勝に対する憎悪（＝敵対視）の感情表現の根底には、どのような理由があるのか、もっと根の深い理由（上杉景勝への怨恨？）があるのか、などの問題は今後の課題としたい。

（補注1）『大山崎町歴史資料館館報』21号（大山崎町歴史資料館、2014年、19～20頁）。

（補注2）谷口克広『織田信長家臣人名辞典（第2版）』（吉川弘文館、2010年、7～8頁、「赤松広秀（あかまつひろひで）」の項）。

（補注3）高柳光壽・松平年一『戦国人名辞典（増訂版）』（吉川弘文館、1973年、113頁、「齋村政広」の項）。

（補注4）拙稿「慶長5年の丹後田辺城攻囲戦（田辺城籠城戦）に関する再検討」（『愛城研報告』27号、愛知中世城郭研究会、2024年）。

（補注5）「者共」とは「複数の人。多くの人たち。人びと。敬意をもたない場合に用いる。」（下線引用者）、（『日本国語大辞典（第二版）』12巻、小学館、2001年、1358頁、「者共（ものども）」の項）という意味である。

慶長5年の上杉討伐における徳川家康の軍事オプションについて－いわゆる「小山評定」の存否を考えるプロセスとして－

【補論②】

慶長6年（1601）の上杉景勝の動向を示す書状2通を以下に紹介する（下線引用者）。

①「（慶長六年）卯月十七日付白河義親宛結城晴朝書状」（以下、史料①と略称する）（補注1）

遠路預書面候、一段与祝着之至候、a 然者景勝近日御入魂之由肝要候、當表別而無相替儀候、委細者令期来信時候、恐々謹言、

卯月十七日

晴朝（花押）

不説

②「（慶長六年）七月四日付白河義親宛結城晴朝書状」（以下、史料②と略称する）（補注2）

如承意、去夏者度々預音問候、其以来通路不自由之上申遠候、誠意外之至候、b 然者景勝上洛候哉、定於京都不可有相違候、c 将又宰相事者越前江近日國替ニ候、拙老事茂同心申候、d 炎天之時分、遠路万々可有御察候、委細者彼情口上候条、不能具候、恐々謹言、

七月四日

晴朝（花押）

e 白御宿江

史料①、史料②ともに発給者は結城晴朝（下総結城氏）、受給者（宛所）は白河義親（結城義親、白河結城氏）である。ちなみに、慶長6年の時点で、結城晴朝は68歳、白河義親は61歳である（数え年）。

〔史料①〕

白河義親については、「翌年（引用者注：天正十八年）、羽柴秀吉の奥羽仕置によって本領白河を没収、改易される。（中略）慶長三年（一五九八）、蒲生秀行に代わって越後上杉景勝が会津に入国した後も、同六年秋までは上杉領内に隠棲していたが（後略）」（下線引用者）（補注3）という経緯があった。よって、下線aにおける「景勝近日御入魂之由」とは、それ以前の天正18年に改易された白河義親が、（慶長6年）4月17日の時点（史料①の日付）で上杉景勝領内に隠棲していた状況を指している。

下線aにおいて、上杉景勝のことを「景勝」と呼び捨てで記載しているが（後掲の史料②の下線bも同じ）、当時呼び捨てで記載することは失礼な意味ではない（補注4）。

史料①では、上杉景勝の上洛に関する言及はないので、（慶長6年）4月17日の時点（史料①の日付）で上杉景勝の上洛の気配はなかった、ということになる。

〔史料②〕

史料②は、（慶長6年）7月4日付であるが、上杉景勝は慶長6年7月1日に「会津を発って上洛の途に就き」、「同

月 24 日、直江兼統らを従え入京した」（補注 5）という経過からすると、史料②は、上杉景勝が上洛するために会津を出立した 3 日後にあたる。

この点を考慮すると、下線 b で上杉景勝の上洛について尋ねているのは、時系列からすると首肯できる。

下線 e において「御宿」と記されているので、白河義親は上杉景勝の上洛するための西上に同行していたのであろうか。

上杉景勝の上洛後の動向については、藤井譲治『徳川家康』では「七月二十四日、上杉景勝が伏見に入るが、家康はすぐには礼を受けなかった。景勝が大坂の秀頼に礼を済ませた後、会津一〇〇万石を取り上げ、米沢三〇万石に減封した。そして会津には、八月二十五日に下野国宇都宮にいた蒲生秀行を六〇万石で封じる（『武徳編年集成』他）。」（補注 6）としている。

下線 c は、結城秀康（「宰相」）が越前へ近日、国替えになるので、結城晴朝も（下総国結城から）同道する、としている。下線 c において、結城晴朝は自分のことを「拙老」と記しているが、上述したように、慶長 6 年の時点で、結城晴朝は 68 歳である。よって、下線 d にあるように「炎天之時分、遠路」の長距離の移動（下総国結城から越前国北庄〔福井〕）は、年齢からすると厳しいものがあつた、と思われる。

（補注 1）村井章介・戸谷穂高編『新訂白河結城家文書集成』（高志書院、2022 年、225 頁、「國學院大學図書館所蔵 白河結城文書」）。

（補注 2）同上。

（補注 3）前掲・村井章介・戸谷穂高編『新訂白河結城家文書集成』（村井章介・戸谷穂高「総説 白河結城家とその文書」、566～567 頁）。

（補注 4）「^{じつみょう}実名での呼び捨て表現は、現代的には無礼なことと受け取られるが、戦国時代にあつてはまったく逆で、むしろ敬意の表現とみなすべきことだったのである」（高橋修「実名一呼び捨ての習慣はいつ終わったか」、鶴飼政志・蔵持重裕・杉本史子・宮瀧交二・若尾政希編『歴史をよむ』、東京大学出版会、2004 年、228 頁）。このほか、丸島和洋「敢えて実名を記すー「二字書」という書札礼ー」（日本古文書学会編集『古文書学研究』88 号、勉誠出版、2019 年）も参考になるので参照されたい。

（補注 5）尾下成敏「上杉景勝の居所と行動」（藤井譲治編『織豊期主要人物居所集成（第 2 版）』、思文閣出版、2017 年、272 頁）。

（補注 6）藤井譲治『徳川家康』（人物叢書）（吉川弘文館、2020 年、252 頁）。